

令和 8 年 度

定 時 総 会 提 出 書 類

令和 8 年 6 月 24 日

公益社団法人
茨城県森林・林業協会

令和 8 年度定時総会次第

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 来 賓 祝 辞

4 議 長 選 出

5 報 告 事 項

報 告 第 1 号	令和 7 年度事業報告について
報 告 第 2 号	令和 8 年度事業計画及び収支予算書について
報 告 第 3 号	中期経営計画（2026－2030年度）について

6 議 事

議 案 第 1 号	令和 7 年度貸借対照表及び正味財産増減計算書、財産目録の承認について
議 案 第 2 号	令和 8 年度会費の賦課及び納入方法について
議 案 第 3 号	令和 8 年度常勤役員の報酬額の決定について
議 案 第 4 号	借入金の最高限度額の決定について
議 案 第 5 号	余裕金の預入先の決定について
議 案 第 6 号	令和 8 年度入会金の額の決定について
議 案 第 7 号	定款の一部改正について
議 案 第 8 号	新理事の選任について
議 案 第 9 号	森林湖沼環境税の継続を求める決議について
議 案 第 10 号	常勤役員の退職慰労金の支給額の決定について

7 閉 会

報告第 1 号

令和 7 年 度

事業報告書

(令和 8 年 5 月 2 7 日の理事会において承認)

公益社団法人 茨城県森林・林業協会

令和 7 年度事業報告

全国各地で地震や、線状降水帯による豪雨、山林火災など自然災害が頻繁に発生し、その被害が激甚化している状況の中、当協会としては、県、市町村、森林・林業関係団体と連携し、国において令和 7 年 6 月閣議決定の「第 1 次国土強靱化実施中期計画」に基づき、山地災害の防止、水源かん養、地球環境保全などの機能を持続的に発揮する「災害に強い森林づくり」を推進しました。

また、森林経営管理制度に基づき、市町村が主体となり森林環境譲与税を財源として活用した森林整備や木材利用などの取組を推進するほか、スマート林業の推進による低コスト化と併せて、花粉症対策としてスギ人工林を伐採し確実に植替える再造林を推進しました。

さらに、本県の豊かな森林資源を最大限に活用して「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業を確立することにより、

- ① 良質な茨城県産木材の安定的な供給と林業・木材産業の持続的な成長
- ② 住宅建築のほか公共施設等における県産木材を使用した木造建築物の拡大
- ③ 県民協働により森林を守り育てていく運動の展開

などを推進しました。

当協会の林業労働力確保支援センターとしては、緑の雇用事業により林業に就業した人材の育成、県認定事業体の雇用改善、現場技能者の技能向上などを推進、また、市町村森林管理サポートセンターとして、森林環境譲与税を活用した森林整備などの取組を促進するため、県内全市町村を対象とした各種相談への助言指導、市町村林務担当者研修、地域林政アドバイザー養成研修等を実施しました。

さらに、いばらき森林づくりサポートセンターとして、企業の森づくりを積極的に推進するほか、緑の募金活動の展開、緑の少年団や森林ボランティアの育成や、県民の森など県内の自然観察施設を体験フィールドとした森林環境教育を実施しました。

具体的な事業実施の概要は、次のとおりです。

〔公益事業〕 林業の振興と森林の公益的機能の向上（公益事業１）

I 林業労働力の確保・育成と林業事業体の雇用改善指導等（公１-(1)）

1 林業就業支援事業（雇用管理改善）

（全国森林組合連合会委託事業 1,431,056円）

林業経営体の雇用管理の改善に関する取り組みを促進するため、林業就業支援地域アドバイザー及び補助員を配置し、認定事業体に対する事務所訪問や電話による相談及び情報収集を行うとともに、雇用改善に関する情報提供を実施した。

また、経営体を対象とする雇用管理研修会並びに相談会を12月に実施した。

（就業相談）

対応方法	回数	経営体数
巡回相談	57	10
電話・メール	6	4

（雇用管理研修会）

実施月日	場 所	参加経営体数	参加者数
12月19日	ＪＡグループ茨城教育センター	5	17
	テーマ「魅力ある職場づくり、就業希望者に選ばれる林業事業体の取組」		

2 「緑の雇用」担い手確保支援事業

（全国森林組合連合会委託事業 21,852,940円）

林業の現場で働く技能者を育成するため、「緑の雇用」研修生を対象に集合研修を実施した。

また、林業作業現場における実践（OJT）研修を実施する経営体に対して、実施計画書や実績報告書作成等に関して指導した。さらに、監督・検査業務として研修生日誌や指導員の活動記録簿、現場での研修状況について確認検査を2回実施した。

また、全国森林組合連合会主催の森林の仕事オンラインガイダンスに参加した。

(1) 事業概要

研 修 区 分	集合研修	OJT 研修助成月数
トライアル雇用	—	3 か月程度
林業作業士研修（就業 1 年目）	28 日間	最大 8 か月
林業作業士研修（就業 2 年目）	29 日間	最大 8 か月
林業作業士研修（就業 3 年目）	21 日間	最大 8 か月
現場管理責任者研修（就業 5 年以上）	15 日間	—
統括現場管理責任者研修（就業 10 年以上）	10 日間	—

※集合研修は、林業作業に必要な資格等の取得に加え、基本的な知識・技術習得のための研修

※OJT 研修は、研修生が所属する事業体の指導員の指導に基づき日々行う実地研修

(2) 修了者数

研 修 区 分	参加経営体数	受講者数
トライアル雇用	3	4
林業作業士研修（就業 1 年目）	8	12
林業作業士研修（就業 2 年目）	7	8
林業作業士研修（就業 3 年目）	11	14
現場管理責任者研修（就業 5 年以上）	1	1
統括現場管理責任者研修（就業 10 年以上）	1	1

延べ 31 社 計 40 人

(3) 森林（もり）の仕事オンラインガイダンス

実施月日	主な就業相談内容	相談者数
11 月 8 日	参加者に本県の林業及び事業体の PR をするとともに、個別就業相談に応じた。	5
2 月 23 日		9

計 14 人

3 林業担い手育成強化対策事業（県補助事業 11,147,000 円）

林業就業者の確保・育成を図るため、林業への就業に関する情報発信するとともに就業相談会の開催や随時の個別就業相談、就業希望者への就業支援研修を実施した。

また、林業事業体の経営力を強化するための研修会の開催、林業事業体の事業活動状況等の調査を実施した。

さらに、林業改良普及協会と共同で機関誌「林業いばらき」を発行（12回）し、「緑の担い手」の紹介や団体だよりなど各種情報の広報・PR及び普及啓発を図った。

（1）就業相談会（森林（もり）の仕事ガイダンス in 茨城）

開催日	主な内容	参加者数
11月16日	県内10事業体が相談ブースを設けて、個別面談により参加者の就業相談に応じた	9

（2）林業就業支援研修

実施月日	研修区分	主な研修内容	参加者数
9月2日～9月18日	7日間コース	林業の基礎知識、刈払機・チェーンソー作業者講習、現地実習、製材所や素材生産現場見学、就業・生活相談	5
2月10日～2月26日			5

計 10 人

（3）森林・林業活性化研修会、先進事例見学等（事業体経営力強化）

実施月日	場 所	主な内容	参加者数
11月6日	水戸市	林業金融制度に関する研修	19
2月26日	常陸大宮市	林業労働災害の未然防止に向けた現地実践研修	20
3月19日	常陸大宮市	新開発の林業機械のデモ実演及び操作体験	26

延べ 65 人

4 林業従事者技能向上対策事業（県補助事業 7,000,000 円）

低コスト林業の実践に必要な技術を習得した林業従事者を養成するため、技能講習等を実施した。

技能講習の区分	実施日	経営体数	受講者数
伐木等機械運転特別教育	7月7日～8日	6	6
車両系建設機械運転技能講習（整地）14h	7月3日～4日	6	6
車両系建設機械運転技能講習（整地）38H	7月7日～12日	4	4
玉掛け技能講習	8月6日～8日	7	7
地山掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	9月3日～5日	6	9
走行集材機械運転特別教育	9月24日～25日	3	5
簡易架線集材装置運転特別教育	9月17日～18日	2	3
機械集材装置運転特別教育	10月21日～22日	4	6
小型移動式クレーン運転技能講習	9月1日～3日	7	8
不整地運搬車運転技能講習	10月16日～17日	6	6
はい作業主任者技能講習	10月9日～10日	3	5
高所作業車運転技能講習	11月25日～26日	7	9
フルハーフ型墜落制止器具使用業務特別教育	12月9日	7	10
車両系建設機械運転技能講習（解体用）	1月21日	4	4
造林作業指揮者安全講習	2月3日	2	3
ドローン研修	1月23日～2月21日	3	4
特別教育（巻き上げ機）	1月27日～28日	2	3

延べ 79 社 計 98 人

5 森林整備技士養成事業（自主事業 450,000 円）

森林整備を一層推進させるため、土木や造園関係の技術者に森林・林業に関する知識と技術を習得させるための講習会を開催し、「森林整備技士」として認定した。

- ・講習日：令和8年3月3日～5日（3日間）
- ・場所：JA茨城教育センター（水戸市）外、現地（鉾田市）
- ・受講者数：9名

Ⅱ 林業の振興を図るための普及啓発及び調査研究（公 1-（2））

1 市町村森林管理サポート事業

（１）市町村森林管理サポート事業（県補助事業 16,961,000 円）

森林経営管理制度の円滑な推進と森林環境譲与税の活用を促進するため、協会内に森林管理サポートセンターを設置し、職員が地域林政アドバイザーとして市町村からの相談対応・助言を行った。

また、市町村林務担当者研修を7回開催するとともに、市町村における森林経営管理制度の適切な運用に資するため、先進地域におけるアドバイザー等の活動に関する情報提供を目的とした研修を実施した。

① 市町村相談対応

内 容
ア 森林経営管理制度推進に関する指導・助言
イ 森林環境譲与税制度と税活用事業に関する助言
ウ 森林調査に関する指導・助言
エ 路網の整備・管理計画の策定の指導・助言

延べ89回

② 市町村林務担当者研修

回数	開催日	場 所	人 数	研 修 内 容
1	6月21日	笠間市	39	本県の森林・林業の概要、森林経営管理制度の概要、森林環境譲与税を活用した取組事例など、現地見学
2	7月8日	常陸太田市	21	県北地域市町村の森林環境譲与税を活用した取組事例紹介、意見交換会
3	8月1日	坂東市	15	県西地域市町村の森林環境譲与税を活用した取組事例紹介、意見交換会、現地見学
4	8月5日	土浦市	13	県南地域市町村の森林環境譲与税を活用した取組事例紹介、意見交換会、現地見学
5	8月6日	鉾田市	9	鹿行地域市町村の森林環境譲与税を活用した取組事例紹介、意見交換会

6	8月7日	ひたちなか市	11	県央地域市町村の森林環境譲与税を活用した 取組事例紹介、意見交換会、現地見学
7	2月17日	つくば市	25	森林総合研究所にて、木材利用の効果について の講義、見学

延べ 133 名

③ 地域林政アドバイザーフォローアップ研修

回数	開催日	場 所	人 数	研 修 内 容
1	1月28日	水戸市	37	栃木県矢板市における地域林政アドバイザーの 取組及び栃木県森林組合連合会で取り組む地籍 調査の事例について

(2) 市町村等業務受託（自主事業 5,353,731 円）

森林経営管理制度の運用や森林環境譲与税の活用に関する市町村等発注
の業務を受託した。

番号	市町村	受託額 (千円)	実施期間	業務内容
1	大子町	4,400	5月1日～3月17日	大子町内林業事業体の労働力確保を図るため 求人サイトを活用し、雇用募集を実施
2	鹿嶋市	483	10月4日	海と森の体験ツアー（つくばね森林組合）
3	鉾田市	281	12月15日	森林・林業体験ツアー（水郷県民の森）
4	開智望中	189	9月24日・25日	森林・林業体験ツアー（奥久慈憩いの森 外）

2 森林・林業体験学習促進事業（普及啓発活動支援）

（県補助事業 3,000,000 円）

森林・林業・木材産業に関する県民参加型の体験イベント実施のほか、各種イベ
ントへの出展を積極的に行った。

さらに、林業分野等で活躍する林業従事者の視点を活かし、出前講座を実施した。

(1) グリーンフェスティバル 2025

実施月日	実施場所	主な内容	来場者数
11月29日	笠松運動公園 (ひたちなか市)	ミニ上棟式、木工工作、木工品等の展示、 苗木の配布、森林・林業関係施策PR、 高性能林業機械の展示・実演など	5,000

(2) WOOD コレクション 2026

実施月日	実施場所	主な内容	来場者数
2月12日・13日	東京ビックサイト (東京都江東区)	新たな木材需要を喚起し、木材利用の拡大を図るため、地域材を活用した木材製品の展示及び商談	7,077 (主催者発表)

(3) MOCTION

実施月日	実施場所	主な内容	来場者数
10月9日～21日	新宿パークタワー (東京都新宿区)	都市部における木材利用を促進するため、地域材をテーマとした木材製品の展示及び商談	401

(4) 林業出前講座

実施月日	実施場所	主な内容	参加者数
1月9日	筑波研究学園専門学校 (土浦市)	茨城の森林・林業、製材業についての講話 チェーンソーVR体験、お箸づくり体験	20

(5) すくすく子育てフェスタ (木育イベント)

実施月日	実施場所	主な内容	来場者数
6月7・8日	イーアスつくば (つくば市)	行政・企業・他団体とともに親子で楽しめるワークショップを実施	507
11月30日			249

延べ 756 人

(6) うしく・鯉まつり

実施月日	実施場所	主な内容	来場者数
5月3日	牛久市役所西側公園 (牛久市)	行政・企業・他団体とともに森林・林業に関するワークショップを実施	360

(7) あそびまにあ2

実施月日	実施場所	主な内容	来場者数
6月15日	奥久慈茶の里公園 (大子町)	行政・企業・他団体とともに森林・林業に関するワークショップを実施	384

(8) けやきの杜フェスティバル

実施月日	実施場所	主な内容	来場者数
9月13日	だいが小学校 (大子町)	行政・企業・他団体とともに森林・林業に関するワークショップを実施	114

(9) もりもり子育てフェスタ (木育イベント)

実施月日	実施場所	主な内容	来場者数
3月20日	水戸市民会館 (水戸市)	行政・企業・他団体とともに親子で楽しめるワークショップを実施	159

3 いばらきスマート林業推進事業 (県補助事業 6,000,000 円)

本県において、今後導入すべきスマート林業技術や機器等の検討を目的とした協議会を 12 林業事業体の協力のもと 4 回開催し、検討内容について、森林調査をテーマとして現地実証等を行い、林業事業体へ幅広く普及した。

また、林業経営体が持続可能な林業経営を実現するために必要な認定プランナーを育成するため、スキルアップ研修を実施した。

(1) スマート林業推進協議会

開催月日	開催場所	協議内容	出席者数
10月21日	笠間市	課題共有と検討内容の整理	13
12月22日	城里町	各種森林調査手法の現地技術検証	24
3月19日	常陸大宮市	新しい林業機械技術に関する情報収集	11
3月23日	水戸市	次年度に向けた検討内容の整理	14

延べ 62 人

(2) 認定プランナースキルアップ研修

実施月日	実施場所	主な内容	出席者数
2月18・19日	水戸市 外	森林組合における主伐・再造林の実践等	27

4 森林土木事業に係る普及啓発（自主事業）

（１）治山林道コンクールの実施

茨城県と連携してコンクールを実施し表彰した。

① 民有林治山工事コンクール

区 分	受 賞 者	事 業 名
最 優 秀	株式会社 龍崎工務店	令和５年度（繰越）第３号緊急予防治山事業
優 秀	株式会社 秋山工務店	令和５年度（繰越）第１号海岸防災林造成事業
優 良	株式会社 田口工務店	令和６年度第２号海岸防災林造成事業

② 民有林林道工事コンクール

区 分	受 賞 者	事 業 名
最 優 秀	株式会社 鈴木組	令和５年度（繰越）第１号奥久慈グリーンライン 林道整備事業 武生線開設工事

③ 民有林林道維持管理コンクール

区 分	受 賞 者	路 線 名
最 優 秀	大子町	林道 水根・持方線
優 秀	桜川市	林道 東山花の入線
優 良	常陸大宮市	林道 大沢線

（２）森林土木事業関係図書の配布

治山・林道事業の普及啓発、林道工事の技術の向上、山地災害防止のPRの為に、以下の関係図書を配布した。

図 書 名	配 布 先	部 数
治山林道広報（年４回）	茨城県・治山林道会員（22市町村）	54部
治山（年10回）	治山林道会員（22市町村）	22部
治山林道必携	林道工事実施市町村（12市町村）	12部
山地災害防止PRパンフレット	県内全市町村	50部
山地災害防止PRポスター	県内全市町村	50部

(3) 保安林及び林道関係の標識・案内板等の配布

保安林の保全及び林道の通行の安全確保を図るため、標識・案内板等を次のとおり配布した。

配 布 先	品 目	数 量
水戸市	カーブミラー	5 基
茨城町	注意案内板	2 基
桜川市	カーブミラー	5 基

(4) 木製ベンチの寄贈

県産材の木製製品の利用促進のために、次のとおり木製ベンチを寄贈した。

配 布 先	品 目	数 量
ディスカバーまかべ（桜川市）	木製ベンチ	3 基

Ⅲ 緑化事業（公1-(3)）

1 緑の募金と緑化運動の推進（7,430,023 円）

(1) 緑の募金活動の運営（自主事業）

緑の募金運動の啓発及び緑の募金事業の適切な運営と活動を促進するため、次の事業を行った。

- ① 緑の募金の公告（計画及び実績）の実施（令和8年3月9日掲載）
- ② 緑の募金運営協議会（令和8年2月6日）
- ③ 緑の募金市町村担当者説明会（令和8年3月5日）
- ④ 市町村緑化推進委員会など緑化推進体制の整備・強化及び緑の募金の協力要請活動等の実施（春期4月1日～、及び秋期8月29日～）

<緑の募金の実績>

街頭募金はじめ職場募金、企業募金の増額に努めるため、関係団体や地域の各種イベント等において、募金運動を行った。

募金実績は、18,517 千円（目標額に対し74%）となった。

区分	募金額（千円）	目標額（千円）	比率
街頭募金	610	400	153%
学校募金	7,104	8,500	84%
職場募金	1,801	2,200	82%
企業募金	8,986	13,900	65%
その他	16	0	
計	18,517	25,000	74%

（２）普及啓発（自主事業）

国、県、市町村、関係団体及び企業等との連携のもと、各地域緑化推進協議会や市町村緑化推進委員会等と協働した緑の募金運動や JA 中央会等と緑化活動を展開し、県民全体の緑化意識の高揚を図った。

また、林野庁後援・公益社団法人国土緑化推進機構が主催し、全国で展開される緑化キャンペーン（１月１５日から５月３１日）に協賛した。

- ① 県内の国出先機関、県（教育庁、出先機関含む）、市町村（教育委員会等を含む）、団体、企業、病院、金融機関等に対し、緑の募金の協力要請活動の実施（春期４月１日、及び秋期８月２９日）。
- ② 「みどりの月間」における緑の羽根の着用、緑化及び育樹ポスターの掲示などによる啓発を行った。
「春のみどりの月間」：４月１日～５月３１日
「秋のみどりの月間」：９月１日～１０月３１日
- ③ 「緑の募金全国一斉強調月間（４月１５日～５月１４日）」として緑の募金街頭キャンペーンを実施
ＪＲ水戸駅北口及び南口ペDESTリアンデッキ（令和７年４月１５日）
- ④ 新聞報道や公共広報媒体を活用した緑の募金及び緑化推進の普及啓発
各紙（茨城新聞、産経新聞、読売新聞、毎日新聞）４社５回
緑化（緑の募金）の啓発パンフレットや緑化関係情報誌、緑の羽根や花の種子などの緑化グッズ、緑化苗木等の普及啓発資材の無料配布を行った。
- ⑤ 国や県が実施する緑化運動等の緑化コンクールの開催及び支援
ア国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール（令和７年９月１６日）
小学校、中学校、高等学校の各部の応募点数（５３校２１８点）のうち、予備審査の結果推薦された作品（１７０点）について審査、各部の上位作品計１４点を国土緑化推進機構に推薦した。

<小学校の部>

特 選	茨城県知事賞	稲敷市立沼里小学校児童
〃	〃	ひたちなか市立長堀小学校児童

<中学校の部>

特 選	茨城県知事賞	阿見町立朝日中学校生徒
〃	〃	守谷市立御所ヶ丘中学校生徒

<高等学校の部>

特 選	茨城県知事賞	茨城県立笠間高等学校生徒
〃	〃	茨城県立笠間高等学校生徒

※国土緑化推進機構に推薦した作品

国土緑化推進機構理事長賞

少学校の部 高山学園つくば市立香取台小学校児童

イ 国土緑化運動・育樹運動標語コンクール（令和7年9月16日）

小学校、中学校、高等学校、一般の各部の応募点数（49校、1,639点）のうち、予備審査の結果選定された作品（205点）について審査、各部の上位作品計10点を国土緑化推進機構に推薦した。

<小学校の部>

特 選	茨城県知事賞	水戸市立浜田小学校児童
〃	〃	古河市立駒込小学校児童

<中学校の部>

特 選	茨城県知事賞	鉾田市立鉾田北中学校生徒
〃	〃	つくば市立手代木中学校生徒

<高等学校の部>

特 選	茨城県知事賞	茨城県立日立第一高等学校生徒
〃	〃	茨城県立那珂高等学校生徒

<一般の部>

特 選	茨城県知事賞	鉾田市在住
-----	--------	-------

※国土緑化推進機構に推薦した作品

特選 中学校の部 鉾田市立鉾田北中学校生徒

「育てよう 未来を照らす 希望の木」

（令和8年用育樹運動ポスターに使用される）

入選 小学校の部 古河市立駒込小学校児童

「育てよう 未来につながる 緑の輪」

2 森林整備・緑化活動事業（44,572,894 円）

（1）緑の少年団の育成・強化（県補助事業）

茨城県内の緑の少年団数はほぼ全ての市町村に設置されて 153 団、団員数も 24,790 人と、全国有数となっており、3 団体の発足支援及び既設置団の活動支援に努めた。

- ① 緑の少年団の活動助成（39 市町村 153 団体）
- ② 緑の少年団交流集会の開催（令和 7 年 6 月 15 日）
- ③ 緑の少年団全国大会への参加指導及び支援（令和 7 年 11 月 26 日）
- ④ 全国緑の少年団活動発表大会の参加指導及び支援（令和 7 年 11 月 26 日）
- ⑤ 緑の少年団活動コンクールの実施

優秀賞	桜地区緑の少年団	つくば市
優良賞	坂東市立七郷小学校緑の少年団	坂東市
奨励賞	城里町七会小学校緑の少年団	城里町
特別賞	生瀬緑の少年団	大子町
特別賞	東海村立白方小学校緑の少年団	東海村

※国土緑化推進機構に推薦

東海村立白方小学校緑の少年団（令和 6 年度優秀賞）

令和 7 年度みどりの奨励賞（全国緑の少年団連盟会長賞）を受賞。

（2）森林整備ボランティア育成事業（国緑補助事業）

各地で森林整備活動を行っているボランティアが集い、森林作業を行う際の安全確保、スキルの習得・向上などを目的として、森林整備を通じた作業実践教育を行った。

- ① 森林ボランティア養成講座の開催（令和 7 年 3 月 14 日）
水戸市森林公園内広場にて、森林ボランティアを対象に、除間伐及び植林作業を行った（3 団体 36 名参加）。
- ② 森林整備ボランティア団体活動補助事業
森林整備及び緑化の推進などの活動を行う森林ボランティア団体に対し、活動助成や技術指導を行った（13 団体 520,000 円）。

（3）森林・林業体験学習事業（現地体験型、県委託事業 28,380,000 円）

一般県民に対し、森林と県民生活とのかかわりあいなど、森林・林業、緑の重要性の認識を高めるため、県内全域から募集した幅広い年齢層の参加者に対し、森林・林業体験学習や自然観察会等を実施した。

【実施期間、実施回数、参加人数】

令和7年5月21日～令和8年2月22日、123回、3,714人参加

【学習現地】

大子町（奥久慈憩いの森）、潮来市（水郷県民の森）、
水戸市（水戸市森林公園）、境町（さしま少年自然の家）など

（4）企業の森づくり整備事業（自主事業）

「いばらき森林づくりサポートセンター」として森林所有者と社会貢献（CSR）活動を希望する企業と「いばらき協働の森パートナーズ協定」により、複数年で森林整備ができる「企業の森づくり」を実施した。

本年度は新たなフィールド（2か所）を確保し、1か所で第1回のイベントを開催した。

- ① カスミ共感創造の森づくり整備（笠間市：愛宕山、令和7年5月17日）
- ② 常陽ふるさとの森整備（常陸太田市里川町：市有林、令和7年6月30日）
- ③ 那珂ロータリーの森整備（那珂市平野：県有林、令和7年10月19日）
- ④ 常陽ふるさとの森整備（那珂市田崎：県有林、令和7年12月6日）

＜協定の締結＞

二者協定：（常陸太田市）常陸太田市里川町 4.0ha

二者協定：（株常陽銀行）常陸太田市里川町 0.6ha

三者協定：（株キャップジェミニ、森林所有者）つくば市下郷 1.01ha

3 緑化活動助成事業 （14,308,571円）

（1）市町村、市町村緑化推進委員会、学校・団体等に対する交付金（自主事業）

「緑の募金」の寄付金について、市町村緑化推進委員会等から提出された緑の募金交付事業申請者に対し、募金額の45%以内で交付金を交付した。

（39市町村及び高等学校など、4,119,799円）

交付先	交付金額	比率 (単位：%)	備考
小中学校、市町村	3,621,799	88%	
高等学校	17,000	0%	
国土緑化推進機構	481,000	12%	
計	4,119,799		

(2) ゴルファー緑化促進事業（G G G助成金事業 1,980,000 円）

公益社団法人ゴルフ緑化促進会（G G G）の支援を得て、幼稚園、保育園の
幼保施設、森林公園等の公共施設の緑化に助成した。

実施箇所		実施内容	金額 (単位：円)	備考
市町村	場所			
水戸市	わくわくの森保育園	ボタンザクラ2本、モミ ノキ1本	297,000	
水戸市	千波保育園	モチノキ1本ほか	440,000	
水戸市	水戸市森林公園	ミツマタ70本、ロウバイ 30本、イロハカエデ20本	352,000	
北茨城市	いそはら幼稚園	ジンダイアケボノ1本、 クヌギ2本ほか	363,000	
北茨城市	中郷保育園	ジンダイアケボノ2本ほ か	363,000	
計			1,815,000	

(3) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業事務

（林野庁からの直接交付金事業 3,188,000 円）

地域住民や森林所有者、地域外の関係者で構成する森林ボランティア団体
（活動組織）が行う地域の里山林の保全管理や資源の利用を図る森林整備活動
への助成を行う「茨城県森林保全協議会」の運営事務を行った。

（交付金事業の採択書の作成指導、審査、採択申請及び実施に係る指導、事業
の進捗管理、モニタリング調査など）

採 択：14 活動組織 整備面積 35.60ha、9,759,000 円

交 付：14 活動組織 整備面積 35.60ha、9,498,800 円

No.	活動組織名	活動市町村	地域活動型		複業 実践型	面積計 (ha)	交付金額 (円)
			里山林	竹林整備			
1	やみぞの森	常陸大宮市	5.50			5.50	518,800
2	なか自然の会	那珂市	1.20			1.20	152,000
3	つくばの森づくり	つくば市	2.00			2.00	304,000
4	Kasamamori	笠間市	2.40			2.40	512,000
5	Forester's Living	城里町		1.40		1.40	425,000
6	森と遊ぶ	笠間市	1.90			1.90	941,000
7	金田台の生態系を守る会	つくば市	0.50			0.50	358,000
8	鹿行森林クラブ	潮来市	0.20			0.20	23,000
9	飯沼森林保全会	茨城町	1.30	2.20		3.50	691,000
10	香澄の里山保全会	潮来市	1.80	0.90		2.70	592,000
11	Green Campus	日立市			8.80	8.80	3,111,000
12	KNOTTY WOOD	日立市	1.80			1.80	666,000
13	松ぼっくり	日立市	1.80	0.50		2.30	1,026,000
14	水戸森林クラブ	水戸市	1.40			1.40	179,000
計	14活動組織		21.80	5.00	8.80	35.60	9,498,800

〔収益事業〕

I 林業会館の管理と駐車場の賃貸業務（収益事業１）

当協会は令和６年６月に事務所を林業会館からＪＡ会館分館に移転、その後、林業会館に入居中の全ての団体が令和７年３月までに事務所を移転・退去したため、令和７年度林業会館は閉館、駐車場の賃貸業務も休止の状況となった。

なお、「新林業会館建設計画検討委員会」において現会館を早期に取壊を実現するための課題である資金計画及び取壊後の土地利用計画について、継続議論し、令和７年度は関係機関との協議を進めた。

Ⅱ 治山林道事業等の調査・測量・設計業務の受託実績（収益事業２）

（受託事業 95,425,000 円）

令和７年度、県・市町村等が発注する調査・測量・設計業務を次のとおり受託した。

種 別		事業名	件 数	受託料(円)	備 考
治山事業	国補事業	予防治山	2	14,575,000	
		緊急予防治山	1	4,730,000	
		海岸防災林造成	4	17,039,000	
		小 計	7	36,344,000	
	県単事業	山地治山	3	9,020,000	
	その他	現地調査	1	4,840,000	国土防災技術㈱
治 山 計			11	50,204,000	
林道事業	国補事業	林道開設（調査）	2	12,034,000	常陸太田市
		林道開設	1	26,620,000	北茨城市
		小 計	3	38,654,000	
	県単事業	林道開設	1	1,760,000	常陸大宮市
		林道改良舗装	3	3,828,000	大子町・桜川市
		小 計	4	5,588,000	
	市単事業	林道改良	1	979,000	桜川市
林 道 計			8	45,221,000	
治 山 ・ 林 道 合 計			19	95,425,000	

【事業名、箇所、発注者、契約金額等内訳表】

単位：千円

No	事業名	箇所	発注者	契約日	契約額	業務内容
1	緊急予防治山	北茨城市磯原町大塚	県北農林	R7. 5. 29	4, 730	溪間工 谷止工
2	海岸防災林造成	日立市十王町伊師	県北農林	R7. 5. 29	3, 619	根固工
3	海岸防災林造成	〃 (松並の根)	県北農林	R7. 5. 29	5, 500	防潮護岸工
4	予防治山	桜川市門毛	県西農林	R7. 6. 3	6, 435	溪間工 谷止工
5	林道改良	平沢線	桜川市	R7. 6. 4	726	法面
6	林道改良	端上線	桜川市	R7. 6. 4	1, 507	舗装
7	林道改良	奥久慈パノラマライン	大子町	R7. 6. 5	1, 595	法面
8	林道開設	花園水沼線	北茨城市	R7. 6. 5	26, 620	開設
9	海岸防災林造成	鉾田市台濁沢	鹿行農林	R7. 6. 11	3, 300	防潮護岸工
10	林道開設	諸沢北富田線	常陸大宮市	R7. 6. 19	1, 760	開設
11	林道開設	平諸沢入線	常陸太田市	R7. 7. 2	9, 614	計画調査
12	県単山地治山	常陸大宮市高部	県北農林	R7. 9. 12	3, 245	溪間工・山腹工
13	海岸防災林造成	東茨城郡大洗町成田町	県央農林	R7. 9. 30	4, 620	消波根固工
14	予防治山	笠間市本戸	県央農林	R7. 9. 30	8, 140	溪間工 谷止工
15	県単山地治山	久慈郡大子町下金沢	県北農林	R7. 10. 24	5, 115	山腹工
16	林道改良	久原富谷線	桜川市	R7. 12. 5	979	空洞等調査
17	現地調査	日立市外	国土防災技術	R7. 12. 18	4, 840	現地調査
18	県単山地治山	土浦市東条寺	県南農林	R7. 12. 22	660	溪間工 谷止工
19	林道開設	平諸沢入線	常陸太田市	R7. 12. 25	2, 420	基準点測量
合 計			19 件	95, 425 千円		

〔法人会計〕

林業の総合振興を図るための関係団体相互連携

当協会の計画的・効率的で健全な組織運営を図るとともに、茨城県の林業の振興と森林の公益的機能の向上を図るため、国・県・市町村への要請活動などを森林・林業関係団体と連携して実施した。

- ① 総会、理事会、業務執行理事会、幹事会、各種研修会、森林・林業関係団体合同新年の集い等の開催
- ② 関係団体・行政機関の会議等への参加
- ③ 国や県・市町村への施策の提案・要望活動

令和7年度 総会、理事会、監査会、幹事会の開催及び主な行事等

1 定時総会

開催月日	議案及び報告の内容
令和7年 6月25日	〔報告〕 1 令和6年度事業報告について 2 令和7年度事業計画並びに収支予算書について 〔議案〕 1 令和6年度貸借対照表及び正味財産増減計算書、財産目録の承認について 2 令和7年度会費の賦課及び納入方法について 3 令和7年度常勤役員の報酬額の決定について 4 借入金の最高限度額の決定について 5 余裕金の預入先の決定について 6 令和7年度入会金の額の決定について 7 任期満了に伴う理事の選任について

2 理事会

開催月日	議案及び報告の内容
第1回 令和7年 5月26日	〔議案〕 1 令和6年度事業報告及び決算の承認について 2 令和7年度定時総会の開催及び提出議案について 〔報告〕 1 令和7年度の理事長及び業務執行理事の業務執行状況について

第2回 令和8年 3月25日	[議案] 1 令和7年度の事業実施状況について 2 令和8年度の事業計画（案）並びに収支予算（案）について 3 諸規程の整備について 4 中期経営計画（2026－2030）（案）について [報告] 1 令和7年度の理事長及び業務執行理事の業務執行状況について 2 新林業会館建設計画検討委員会における検討状況について
----------------------	--

3 臨時理事会

開催月日	議案及び報告の内容
令和7年 6月25日	[議案] 1 理事長、副理事長、専務理事の選定について 2 理事長の職務代行順序の決定について

4 業務執行理事会

開催月日	議案及び報告の内容
令和8年 2月27日	[協議・報告] 1 令和7年度事業実施状況及び収支決算見込について 2 令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 3 令和8年度の組織体制及び職員給与規程等の改訂（案）について 4 林業会館取壊に係る資金計画（案）について 5 中期経営計画（2026－2030）案について 6 その他関連報告

5 監査会

開催月日	議案及び報告の内容
令和7年 5月16日	[令和6年度事業に係る会計及び業務監査] 令和6年度の事業報告及び決算に係る財務諸表について

6 幹事会

開催月日	議案及び報告の内容
第1回 令和7年 5月14日	[協議] 1 令和6年度の県政策要望事項に対する県の対応への評価結果について 2 当協会の令和7年度事業計画及び組織体制等について 3 各幹事団体の令和7年度の重点取組事項について 4 令和7年度の茨城県林業関係施策の概要について
第2回 9月26日	[協議] 1 グリーンフェスティバル2025実施計画について 2 当協会の令和7年度出資法人等経営評価書について 3 現林業会館の取壊計画ほか検討委員会での意見等について 4 令和8年森林・林業関係団体合同新年の集いの開催について 5 ムービングハウスの概要及び現地視察

7 主な行事等

年月日	事 項
令和7年	
4月 1日	令和7年度辞令交付式（水戸市ＪＡ会館）
4月15日	緑の街頭募金（水戸駅ペDESTリアンデッキ）
4月24日	全国森林土木コンサルタント連絡協議会総会（東京都）
5月 9日	森林整備・治山事業促進議員連盟総会（東京都）
5月13日	茨城県森林保全協議会総会（水戸市市町村会館）
5月17日	カスミ共感創造の森植樹祭（笠間市愛宕山）
5月21日	茨城県林業土木事業協同組合総会（水戸市）
5月23日	茨城県産材推進協議会総会（水戸市）
5月25日	第75回全国植樹祭（埼玉県）
5月27日～29日	大阪万博視察（大阪府）高層木造建築視察（東京都）
5月28日	茨城県木材協同組合連合会総会（水戸市）
5月28日	常陸大宮市森林組合総会（水戸市）
6月 3日	茨城県森林組合連合会総会（水戸市）
6月10日	茨城県農林水産関係団体連絡会総会（水戸市）
6月23日	茨城県林業改良普及協会総会（那珂市）
6月27日	林業・木材製造業労働災害防止協会支部運営協議会総会（常陸大宮市）
6月30日	常陽ふるさとの森植樹祭（常陸太田市）
7月 3日～4日	関東甲信地区治山林道協会連絡協議会総会（大子町）
7月28日	茨城県農林漁業就業対策連絡協議会（水戸市）
7月28日	茨城県林業雇用改善等推進会議（水戸市）

8月 4日	自民党政調会への県政要望（水戸市）
8月18日	グリーンフェスティバル2025実行委員会（水戸市）
8月20日	令和7年度治山林道コンクール審査会（水戸市）
9月 2日	令和7年度林業雇用管理全国ブロック研修会（東京都）
9月10日	関東甲信地区治山林道協会連絡協議会中央要望活動（東京都）
9月10日	日本治山治水協会総会（東京都）
9月26日	令和7年度緑の少年団活動コンクール審査会（水戸市）
10月 3日	茨城県認定事業体連絡協議会総会（水戸市）
10月 4日	全国緑の少年団活動発表大会（宮城県）
10月 5日	第48回全国育樹祭（宮城県）
10月16日～17日	全国治山林道協会会長会議（兵庫県）
10月27日～28日	緑の募金関東ブロック会議（水戸市）
11月 5日～6日	森林・多面的関東ブロック会議（水戸市）
11月11日～12日	関東地区労働力確保支援センター連絡会議（栃木県）
11月13日	茨城木材相互市場創立70周年記念式典（水戸市）
11月18日	森林整備・治山事業緊急決起大会（東京都）
11月19日	日本林道協会総会（東京都）
11月19日	治山林道のつどい（東京都）
11月29日	グリーンフェスティバル2025（ひたちなか市）
12月 8日	茨城県選出国会議員への政策要望（東京都）
令和8年	
1月 8日	千鳥会（水戸市）
1月 9日	いばらき食と農と水を考える新年の集い（水戸市）
1月13日	茨城県森林組合連合会初市（常陸大宮市）
1月14日	茨城木材相互市場初市、木材まつり表彰式（水戸市）
1月15日	茨城県森林・林業関係団体合同新年の集い（水戸市）
1月21日	全国治山林道協会会長会議（東京都）
1月21日	茨城県造園団体賀詞交歓会（水戸市）
1月28日	茨城県中小企業団体中央会賀詞交歓会（水戸市）
1月30日	茨城県建築士会賀詞交歓会（水戸市）
2月 6日	茨城県緑の募金運営協議会（水戸市）
2月20日	茨城県林業種苗協同組合総会（水戸市）
2月25日	木製ベンチ寄贈式（桜川市）
3月 5日	市町村緑の募金担当者会議（水戸市）
3月19日	全国林業労働力確保支援センター協議会理事会（東京都）
3月25日	緑の募金感謝状贈呈式（水戸市）

報告第2号

令和8年度

事業計画及び収支予算書

(令和8年3月25日の理事会において承認)

公益社団法人 茨城県森林・林業協会

令和 8 年度事業計画

我が国の社会経済情勢が少子高齢化に伴う担い手の減少、物価高、円安の状況にある中、国においては本年 2 月に第 2 次高市政権が発足し、責任ある積極財政による強い経済の実現を進めています。

一方、近年、地球規模での気候変動による自然災害が激甚化・頻発化し、本県でも 2 月に常陸太田市ほかで林野火災が発生するなど災害リスクの備え、防災・減災対策の緊急性が高まっており、災害に強い健全な森づくりが強く求められています。

また、林業・木材産業の成長産業化のためには、豊かな森林資源を活かした循環型林業を確立し、持続的な林業経営と県産木材の安定供給体制の構築を進めていく必要があります。

このため、当協会としては、令和 8 年 1 月 15 日に関係者が一堂に会して開催した新年の集いにおいて決議した次の 6 項目を基本方針として、国・県・市町村、そして森林・林業・木材産業の関係団体等と相互に連携して、「みどりの新時代」の実現を目指してまいります。

- 1 治山事業による防災・減災対策、林道事業による奥地森林の防火機能を備えた路網整備等により災害に強い森林づくりを促進する。
- 2 花粉症発生源対策としてスギ・ヒノキ人工林の伐採を促進、花粉の少ない苗木の植替えを加速化し、森林の若返りを推進する。
- 3 森林経営の集約化や素材生産・販売の拡大などにより自立した林業事業体を育成、スマート林業を加速化して山元に利益が還元できる新しい林業を推進する。
- 4 非住宅・中高層建築への県産木材の利用、新たな木材需要を創出し、「森の国・木の街」へウッドチェンジを推進する。
- 5 循環型林業を支える緑の担い手の新規就業を促進、技能者を育成、労働災害を防止する安全対策を推進する。
- 6 青少年への森林環境教育や緑の募金を通じて、県民一人ひとりの森づくり意識の高揚と協働で森林を守り育てる活動を推進する。

また、当協会独自の取組として、①林業労働力確保支援センター、②市町村森林管理サポートセンター、③企業の森づくりサポートセンターの各業務のほか各種事業を積極的に展開してまいります。

令和 8 年度の事業体系及び事業実施計画の概要は次のとおりです。

令和 8 年度 事業体系

〔公益事業〕 林業の振興と森林の公益的機能の向上（公益事業 1）

I 林業労働力の確保・育成と林業事業体の雇用改善指導等（公 1－(1)）

- 1 林業就業支援事業
- 2 「緑の雇用」担い手確保支援事業
- 3 林業担い手育成強化対策事業
- 4 林業従事者技能向上対策事業
- 5 森林整備技士養成事業

II 林業の振興を図るための普及啓発及び調査研究（公 1－(2)）

- 1 市町村森林管理サポート事業
- 2 森林・林業体験学習促進事業（普及啓発活動支援）
- 3 いばらきスマート林業推進事業
- 4 普及啓発事業

III 緑化事業（公 1－(3)）

- 1 緑の募金と緑化運動の推進
- 2 森林整備・緑化活動事業
- 3 緑化活動助成事業

〔収益事業〕

I 林業会館の管理と駐車場の賃貸業務（収益事業 1）

II 治山林道事業等の調査・測量・設計業務（収益事業 2）

〔法人会計〕

林業の総合振興を図るための関係団体相互連携

〔公益事業〕林業の振興と森林の公益的機能の向上（公益事業１）

I 林業労働力の確保・育成と林業事業体の雇用改善指導等（公１-（１））

林業労働の雇用管理に関して、他産業並みの所得確保のため、事業量の安定的確保、高性能林業機械の導入促進、作業道の整備などによる事業の合理化を一体的、総合的に促進する。

1 林業就業支援事業（雇用管理改善）

（全国森林組合連合会委託事業 事業費 2,013 千円）

（１）事業体に対する相談対応、助言、指導

森林組合をはじめとする林業事業体の雇用管理の改善に関する取り組みを促進するため、林業就業支援地域アドバイザー（１名）及び補助員（１名）を配置し、認定事業体への訪問や電話での相談・指導及び情報提供を実施する。

（２）林業雇用改善セミナーの開催

林業事業体の雇用管理や業務の改善に資するため、専門家を講師とするセミナーを開催する。

（３）林業求職者への相談・情報提供の実施

求職者からの就業相談に対して、林業労働の現状、必要な知識、研修制度内容及び求人をしている事業体の情報提供を実施する。

2 「緑の雇用」担い手確保支援事業

（全国森林組合連合会委託事業 事業費 22,271 千円）

林業技能者を育成するため、「緑の雇用」研修生を対象に集合研修を実施するとともに、OJT 研修を実施する受入経営体に対する実施計画や実績報告書作成等に関する指導、書類取りまとめ、研修日誌や指導員活動記録簿などの書類を確認する。

特に、現場での研修状況を確認する監督・検査において、現場での安全作業技術の習得をねらいとして各経営体に寄り添い、きめ細かな指導を実施する。

なお、研修生数については、前年度と同数程度の人数が見込まれている。

（１）集合研修の概要

研 修 区 分	集合研修	OJT 研修助成月数
トライアル雇用	—	3 か月程度
林業作業士研修（就業１年目）	28 日間	最大 8 か月
林業作業士研修（就業２年目）	29 日間	最大 8 か月
林業作業士研修（就業３年目）	21 日間	最大 8 か月
現場管理責任者研修（就業５年以上）	15 日間	—
統括現場管理責任者研修（就業１０年以上）	10 日間	—
計		

※集合研修は、林業作業に必要な資格等の取得に加え、基本的な知識・技術習得のための研修

※OJT 研修は、研修生が所属する事業体の指導員の指導に基づき日々行う実地研修

(2) 監督・検査業務

現地研修立会、書類確認、書類取りまとめ及び経営体に対する指導

3 林業担い手育成強化対策事業（県補助事業 事業費 11,147 千円）

将来の人口減少、少子高齢化による担い手不足が顕在化する中、林業就業者の確保・育成を図るため、就業相談会の開催、林業への就業に関する情報発信や女性就業希望者への就業支援を行うとともに、林業事業体の経営力を強化するための研修会の開催や就業者の実態把握するために、林業事業体の事業活動状況調査を実施する。

林業就業者の年齢は依然として 50 歳以上の割合が高いことから、林業事業体に対して若い担い手の確保・育成と、森林施業に必要な技術向上支援の取組を強化する。

また、外国人労働力の活用は、担い手不足の解消に期待も大きいですが、様々な課題もあり停滞している。そのような状況において、「技能実習制度」が「育成就労制度」へと制度移行する過渡期にあり、事業体に対して必要な情報を適時提供していく。

(1) 就業促進事業

① 就業相談会、情報交換等

ア 就業相談会

イ ホームページの更新（認定事業体ガイド）

ウ 林業雇用情報の収集

エ 認定事業体ガイドブック作成

② 女性就業者育成支援事業

林業に関心を持つ女性の就業支援を実施する。

(2) 就業支援事業

林業就業希望者を対象に、林業実地研修や就業相談を実施する。

【7 日間コース】

内容：基礎知識、刈払機・チェーンソー安全衛生講習、実地研修

(3) 事業体経営力強化事業

林業事業主等を対象に、事業体の経営力を高めるため、林業成長産業化研修会や林業機械化研修会を実施する。

(4) 労働力調査事業

林業事業体等における労働力に関する調査を実施する。

4 林業従事者技能向上対策事業（県補助事業 事業費 7,000 千円）

主伐から再造林による一貫施業やスマート林業を進める上で必要なドローンなど最新の機器を活用した高度な施業技術を習得した林業従事者を養成するため、技能講習等を実施する。

5 森林整備技士養成事業（自主事業 事業費 500 千円）

海岸防災林の造成や森林病虫害の防除など、森林の保全整備と管理技術を習得した技術者を養成するため、土木・造園関係等の技術者に森林・林業に関する知識と技術を習得させるための講習会を開催し、「森林整備技士」として認定する。

【講習日数】 3 日間 【場所】 水戸市及び現地

Ⅱ 林業の振興を図るための普及啓発及び調査研究（公 1-(2)）

1 市町村森林管理サポート事業

(1) 市町村森林管理サポート業務（県補助事業 事業費 22,961 千円）

森林経営管理制度が導入されて５年以上が経過したが、林業経営体への再委託による森林整備が限定的であることから、国においては森林経営管理法の一部を改正し、令和８年度からは市町村と林業経営体をはじめとした地域の関係者との連携を強化し、路網整備や境界明確化などの課題に対応しながら「集約化構想」を策定するなど森林の集積・集約化をより一層推進するための新たな仕組みづくりが創設されることになった。

こうしたことを踏まえ、当協会「市町村森林管理サポートセンター」としては、県内各地域の実情に応じた森林経営管理がより一層進展するよう、地域林政アドバイザーが地域ごとの市町村や森林組合との協議の場に積極的に参画し、森林整備につながるよう具体的な支援を行うとともに、継続的な支援体制を構築する。

また、森林環境譲与税の活用を促進するため、他市町村における活用事例の情報提供や新たな活用方法を提案する。

さらに、市町村の林務行政の体制支援のため、地域ごとの課題に対応した市町村林務担当職員研修を開催するなど内容の充実を図るほか、地域林政アドバイザー養成研修を実施する。

(2) 市町村等業務受託（受託事業 事業費 4,500 千円）

森林環境譲与税の活用率の低い市町村を重点に新たな活用方法を提案するとともに、森林経営管理制度に基づく森林管理や森林調査の業務をはじめ、林道の現況調査等に係る業務のほか、森林・林業体験学習の企画運営など、市町村への企画提案を強化して積極的に支援業務を受託する。

2 森林・林業体験学習促進事業（普及啓発活動支援）

（県補助事業 事業費 3,000 千円）

森林の役割や公益的機能の重要性、木材を利用することの大切さ等について県民の理解を深め、県民全体で森林・林業を支えていく機運を高めていくため、県産木材の利用を普及促進するためのイベントや、県民参加型の体験イベントの開催など普及啓発活動をさらに強化して実施する。

3 いばらきスマート林業推進事業（県補助事業 事業費 12,000 千円）

スマート林業技術の促進を図るための協議会を運営し、最新の高性能林業機械やドローンなどの機器の活用など今後導入すべき技術について、先進事例の情報収集等も実施しつつ調査・検討を進めるとともに、協議会で検討した内容について県内の林業事業体等に幅広く普及する。

また、林業経営体が長期にわたる持続的な経営を行なっていくためには、森林組合職員を中心とした認定プランナーが、様々な課題にも積極的に対処できる実践的な技術力の強化が不可欠なため、経営コンサル等と連携して現地研修会や先進県の指導者地域リーダーを講師とするスキルアップ研修を実施する。

さらに、新たな取組として、県産材の付加価値向上及び流通効率化を進める、調査の実施及び検討会等を開催する。

4 普及啓発事業（自主事業 事業費 5,519 千円）

(1) 広報誌の発行

茨城県林業改良普及協会と共同で広報誌「林業いばらき」を発行する。

(2) 治山林道関係コンクールの実施

中央団体や県と連携してコンクールを開催し表彰する。

(3) 森林土木事業関係図書や資材等の配布

森林土木事業に係る関係図書等や保安林及び林道関係の標識・案内板等の配布を実施する。

(4) キャンペーンやイベント等の活動支援

豊かな森林は、山地災害の防止、水資源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止など、安全安心な暮らしを守る重要な働きをしています。人と森林が共生する社会を実現していくために、全国で展開される山地災害防止キャンペーンや県内で実施される各種イベントへの協賛、活動支援を行う。

Ⅲ 緑化事業（公 1-(3)）

1 緑の募金と緑化運動の推進（事業費 7,452 千円）

(1) 緑の募金活動の運営（自主事業）

緑の募金運動の啓発及び緑の募金事業の適切な運営と活動を促進するため、次の事業を実施する。

なお、国土緑化推進機構と連携を保ちつつ、県や市町村（教育委員会を含む）、ガールスカウト、森林ボランティア、JA 中央会、民間企業等の多様な主体と連携した体制の再構築を図るとともに、各地域イベントへの積極的な参加、道の駅（県内 16 駅）への募金箱設置、職場募金への要請や、企業への募金の直接要請など、創意工夫をこらした緑の募金活動を展開する。

① 緑の募金の公告（計画及び実績）の実施

（緑の募金法に定められたもの：HP 等）

② 緑の募金運営協議会の開催（緑の募金法に定められたもの）

③ 緑の募金市町村担当者説明会の開催

④ 市町村緑化推進委員会など緑化推進体制の整備・強化及び緑の募金の協力要請活動等の実施

<緑の募金目標>

令和 8 年度の緑の募金目標を次のとおり設定する。 単位：千円

区分	目標額	摘要
街頭募金	4 0 0	
学校募金	8, 5 0 0	
職場募金	2, 2 0 0	
企業募金	1 3, 9 0 0	
計	2 5, 0 0 0	

(2) 普及啓発（自主事業）

国、県、市町村、関係団体及び企業等との連携のもと、各地域緑化推進協議会や市町村緑化推進委員会等と協働した緑の募金運動や緑化運動を推進し、県民全体の緑化意識の高揚を図る。

また、中央団体が主催し、全国で展開される緑化キャンペーンに協賛する。

- ① 県内の国出先機関、県（教育庁、出先機関含む）、市町村（教育委員会等を含む）、団体、企業、病院、金融機関等に対し、緑の募金の協力要請活動の実施。
- ② 「みどりの月間」における緑の羽根の着用、緑化及び育樹ポスターの掲示などによる啓発活動の実施。
「春のみどりの月間」：4月1日～5月31日
「秋のみどりの月間」：9月1日～10月31日
- ③ 「緑の募金全国一斉強調月間（4月15日～5月14日）」における緑の募金街頭キャンペーンの実施
JR水戸駅北口及び南口ペDESTリアンデッキ、各種イベント等
- ④ 新聞報道や公共広報媒体を活用した緑の募金及び緑化推進の普及啓発の実施。
- ⑤ 緑化（緑の募金）の啓発パンフレットや緑化関係情報誌、緑の羽根や花の種子、木製チャームなどの緑化グッズ、緑化苗木等の普及啓発資材の無料配布の実施。
- ⑥ 国や県が実施する緑化運動等の緑化コンクールの実施を支援する。
国土緑化運動・育樹運動に係るポスター原画コンクール、標語コンクール、学校環境緑化コンクールなど。

2 森林整備・緑化活動事業（事業費 46,010 千円）

(1) 緑の少年団の育成・強化（補助事業 事業費 2,850 千円）

茨城県内の団数は153団（団員数 24,790人）となっており、その質的向上を図るため、次により当該緑の少年団の活動を支援する。

特に、昨年度に新たに発足した緑の少年団（3団）はじめ、緑の少年団活動に意欲的な緑の少年団等に対し、交流集会や活動コンクールへの積極的な参加を要請するとともに、効果的かつ効率的に指導及び支援活動を行う。

- ① 茨城県緑の少年団育成協議会の運営指導、情報提供
- ② 緑の少年団の活動支援（緑の募金活動や森林林業教室の開催など）
- ③ 緑の少年団交流集会の開催
- ④ 緑の少年団活動コンクールへの参加指導及び支援
- ⑤ 緑の少年団全国大会への参加指導及び支援
- ⑥ 全国緑の少年団活動発表大会の参加指導及び支援

(2) 森林整備ボランティア育成事業

（国緑補助事業 事業費 1,850 千円）

森林ボランティアの構成員が森林内で安全に作業を行う際の林業技術の向上を図ることを目的として、県内で活動するボランティアへの森林整備等に係る実践的な技術指導を実施する。

① 森林ボランティア養成講座

県内で活動する森林ボランティアが集い、森林整備に係る安全技術習得などをねらいとした講座を開催する。

② 森林整備ボランティア団体活動補助事業

森林整備及び緑化の推進などのボランティア活動を持続的かつ計画的に取り組んでいる団体に対して活動費を助成するとともに、技術指導を実施する。

③ 森林ボランティア育成指導者養成講座等の参加者に対して支援する。

(3) 森林・林業体験学習事業（現地体験型）

（県委託事業 事業費 28,000 千円）

森林と水と緑と県民生活とのかかわり、森林・林業、緑の重要性の認識などを高めるため、次代を担う小・中学生をはじめ幅広い年齢層から参加者を募集して、森林・林業体験学習や野外教室を実施する。

また、JA 中央会と連携した体験デー（JA 茨城教育センター、七つ洞公園の活用）の開催や、昨年実施した日立市内の 5 小学校の学童保育時間での森林体験教室を開催していく。

【主な体験学習のフィールド】

- ① 大子町（奥久慈憩いの森）
- ② 那珂市（茨城県植物園、県民の森）
- ③ 潮来市（水郷県民の森）
- ④ 水戸市（水戸市森林公園）
- ⑤ 境町（さしま少年自然の家）
- ⑥ その他、県有林・市有林など協定締結箇所

(4) 企業の森づくり整備事業

（自主事業 事業費 13,310 千円）

森林づくりに係る社会貢献（CSR）活動を希望する企業と「いばらき森林づくりサポートセンター」である当協会が「いばらき協働の森パートナーズ協定」により、「企業の森づくり」を計画的かつ持続的に実施する。

また、新たな企業との協定締結を推進するとともに、次代を担う子どもたちや緑の少年団活動の場として、企業の森を含む「どんぐりの森」を拡大・整備していく。幼稚園やこども園などの園庭の緑化を図った園を対象に、どんぐりの森を活用した植樹や木を育てる木育、幼児教育を推進していく。

- ① 常陽ふるさとの森づくり活動（那珂市田崎：県有林）
- ② 常陽ふるさとの森整備（常陸太田市里川町：どんぐりの森ひたちおた）
- ③ いばらきコープ森の学校（常陸太田市里川町：どんぐりの森ひたちおた）
- ④ カスミ共感創造の森整備（笠間市泉：愛宕山）
- ⑤ キャップジェミニ(株)みんなの森の整備（つくば市上郷）
- ⑥ 「どんぐりの森」の整備（常陸太田市里川町：どんぐりの森ひたちおた）
- ⑦ ナオイオートの森の整備（県内の小学校等）

3 緑化活動助成事業（自主事業 事業費 11,760 千円）

(1) 市町村、市町村緑化推進委員会、学校・団体等に対する交付金

（自主事業 事業費 6,900 千円）

「緑の募金」の寄付金について、市町村緑化推進委員会等から提出された緑の募金交付申請に応じて、交付要項の定める範囲内（募金額の４５％以内）で交付金を交付し、学校緑化及び地域緑化に資する。

(2) ゴルファー緑化促進事業

（ＧＧＧ助成金事業 事業費 １,８６０千円）

公益社団法人ゴルフ緑化促進会（ＧＧＧ）等の支援を得て、県内の小中学校、公園、社会福祉施設等、公共施設への植栽などの緑化活動に対して助成する。

特に、幼稚園やこども園などの園児や小学校低学年の児童が、森林に触れ合う機会が減少していることから、植樹や木を育てる木育、幼児教育を推進していくため、身近なみどりである園庭の緑化を図っていく。

(3) 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業事務

（委託事業 事業費 ３,０００千円 林野庁からの直接交付金事業）

「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」の交付を希望する活動組織から「茨城県森林保全協議会」（当協会が事務局）に対して交付金事業の採択申請があった場合、里山林の森林資源や竹林資源の活用、空間及び景観利用を図る活動計画の内容や活動対象森林が採択基準に適合しているか否かを審査するとともに、事業採択した活動組織に対して交付金を交付する。

また、採択後は、事業の進捗管理やモニタリング調査などの指導を行い、当該活動組織の指導・育成に努める。

〔収益事業〕

I 林業会館の管理と駐車場の賃貸業務（収益事業１）

令和８年度も引き続き林業会館は閉館、駐車場賃貸も休止とする。

なお、新林業会館建設に先行して現林業会館の早期取壊の実施を進める方針とし、当面は健全な財政運営による自己資本の充実に努め、取壊経費の見込に対する資金計画の確保見通しが立った段階で、検討委員会において実施計画等を協議する。

II 治山林道事業等の調査・測量・設計業務（収益事業２）

近年、地球規模での気候変動により、全国各地で自然災害が発生している。

令和６年元日「能登半島地震」、同年８月「南海トラフ地震臨時情報」発表、令和７年２月岩手県大船渡市で大規模林野火災、８月九州 地方で豪雨災害、１２月「北海道・三陸沖後発地震注意情報」発表、令和８年２月に本県常陸太田市等において林野火災が発生するなど災害リスク回避への対応が待ったなしの状況にある。

国において、令和７年６月「第１次国土強靱化実施中期計画（５９８億円）」が閣議決定され、令和８年度の森林整備事業及び治山事業等の林野公共関係予算は、国全体で総額２,８１４億円が措置された。令和８年２月に発足した第２次高市内閣において、国土強靱化対策など積極財政による政策が進められている。

本県においても治山・林道事業が計画的かつ強力に推進されることが見込まれるため、次の業務の受注拡大に努める。

(1) 測量設計受託業務

豪雨や地震等に起因する山地災害の未然防止や軽減を図るための治山施設や、森林吸収源の機能強化、国土強靱化、持続可能な林業経営の実現に向けて、木材の大量運搬等に対応した林道の開設・改良、機能回復や林道施設の老朽化対策等に係る測量設計等業務を受託する。

(2) 調査受託業務

山腹崩壊による災害が発生するおそれがある危険地区について、既存の治山施設の維持管理・点検調査や山地災害危険地区調査など、各種調査業務を受託する。

〔法人会計〕

林業の総合振興を図るための関係団体相互連携

当協会の計画的・効率的で健全な組織運営を図るとともに、茨城県の林業の振興と森林の公益的機能の向上を図るため、森林・林業関係団体と連携して国・県・市町村への要請活動などを実施する。

- ① 総会、理事会、業務執行理事会、幹事会、各種研修会、森林・林業関係団体合同新年の集い等の開催
- ② 関係団体・行政機関の会議等への参加
- ③ 国や県・市町村への施策の提案・要望活動

令和8年度収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

単位:千円

科 目	当年度 A	前年度 B	増 減 A-B	備 考
I 一般会計正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	15	1	14	
特定資産受取利息	15	1	14	
受取入会金	0	0	0	
受取入会金	0	0	0	
受取会費	14,043	14,832	△ 789	
受取会費	14,043	14,832	△ 789	
事業収益	122,332	141,581	△ 19,249	
受託事業収益	121,784	141,581	△ 19,797	
受取賃貸料収益	0	0	0	
その他事業収益	548	0	548	
受取補助金等	72,403	60,201	12,202	
受取地方公共団体補助金	61,811	49,811	12,000	
受取民間補助金	4,900	5,400	△ 500	
受取国庫補助金	4,660	3,660	1,000	
受取補助金等振替額	1,032	1,330	△ 298	
受取負担金	0	0	0	
受取負担金振替額	0	0	0	
受取寄付金	25,000	22,500	2,500	
募金収益	22,349	19,500	2,849	
受取寄付金等振替額	2,651	3,000	△ 349	
雑収益	320	399	△ 79	
受取利息	100	8	92	
雑収益	220	391	△ 171	
経常収益計	234,113	239,514	△ 5,401	
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	4,467	4,000	467	
給与手当	103,705	92,425	11,280	
退職給付費用	4,610	12,915	△ 8,305	
福利厚生費	395	450	△ 55	
法定福利費	12,706	16,824	△ 4,118	
旅費交通費	4,900	3,350	1,550	
通信運搬費	1,330	972	358	
減価償却費	2,896	5,108	△ 2,212	
消耗什器備品費	350	210	140	
消耗品費	10,300	8,060	2,240	
修繕費	1,030	1,100	△ 70	
印刷製本費	5,500	4,880	620	
燃料費	40	40	0	
光熱水料費	545	690	△ 145	
貸借料	20,572	19,749	823	
保険料	835	525	310	
諸謝金	9,200	7,757	1,443	
租税公課	8,235	6,800	1,435	
支払負担金	1,020	752	268	
支払助成金	970	650	320	
支払寄付金	0	350	△ 350	
委託費	4,500	19,110	△ 14,610	
会議費	338	180	158	
広報費	720	500	220	
リース料	2,300	1,920	380	
渉外・慶弔費	130	70	60	
支払交付金	8,500	8,000	500	
支払手数料	650	655	△ 5	
図書購入費	445	555	△ 110	
研修会参加費	9,127	11,150	△ 2,023	
資材費	1,100	1,100	0	
車両費	1,272	1,104	168	
雑費	25	18	7	
事業費計	222,713	231,969	△ 9,256	

令和8年度収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

単位:千円

科 目	当年度 A	前年度 B	増 減 A-B	備 考
管理費				
役員報酬	730	327	403	
給与手当	3,421	928	2,493	
退職給付費用	157	260	△ 103	
福利厚生費	100	70	30	
法定福利費	300	180	120	
会議費	750	200	550	
交際費	280	300	3	
旅費交通費	870	550	320	
通信運搬費	10	78	△ 68	
消耗什器備品費	0	5	△ 5	
消耗品費	100	5	95	
修繕費	320	5	315	
印刷製本費	300	288	12	
燃料費	0	0	0	
光熱水料費	55	150	△ 95	
賃借料	1,150	424	726	
保険料	100	100	0	
諸謝金	2,000	2,252	△ 252	
租税公課	120	784	△ 664	
支払負担金	60	580	△ 520	
委託費	0	0	0	
支払手数料	60	20	40	
支払寄付金	30	0	30	
減価償却費	330	34	296	
広報費	50	0	50	
リース料	0	0	0	
車両費	0	0	0	
雑費	107	5	102	
管理費計	11,400	7,545	3,855	
経常費用計	234,113	239,514	△ 5,401	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	
評価損益等計		0	0	
当期経常増減額	0	0	0	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	-	-	-	
一般正味財産期末残高	-	-	-	
II 指定正味財産増減の部				
受取寄付金	3,000	4,000	△ 1,000	
募金収益	3,000	4,000	△ 1,000	
一般正味財産への振替額	△ 3,683	△ 4,330	647	
当期指定正味財産増減額	△ 683	△ 330	△ 353	
指定正味財産期首残高	-	-	-	
指定正味財産期末残高	-	-	-	
III 正味財産期末残高	-	-	-	

正味財産増減予算書内訳表

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益事業等会計	収益事業会計			法人会計	合 計
	(公1) 林業の振興と森林の 公益的機能の向上	(収1) 駐車場賃貸業務	(収2) 治山林道事業等の 調査・測量・設計	小 計		
I 一般会計正味財産増減の部						
1 経常増減の部						
(1) 経常収益						
特定資産運用益	0	0	0	0	15	15
特定資産受取利息	0	0	0	0	15	15
受取入会金	0	0	0	0	0	0
受取入会金	0	0	0	0	0	0
受取会費	2,808	0	0	0	11,235	14,043
受取会費	2,808	0	0	0	11,235	14,043
事業収益	57,332	0	65,000	65,000	0	122,332
受託事業収益	56,784	0	65,000	65,000	0	121,784
受取賃貸料収益	0	0	65,000	65,000	0	65,000
その他事業収益	548	0	0	0	0	548
受取補助金等	72,403	0	0	0	0	72,403
受取地方公共団体補助金	61,811	0	0	0	0	61,811
受取民間協力金	4,900	0	0	0	0	4,900
受取国庫補助金	4,660	0	0	0	0	4,660
受取補助金等振替額	1,032					1,032
受取負担金	0	0	0	0	0	0
受取負担金振替額	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	25,000	0	0	0	0	25,000
募金収益	22,349	0	0	0	0	22,349
受取寄付金等振替額	2,651					2,651
雑収益	170	0	0	0	150	320
受取利息	0	0	0	0	100	100
雑収益	170	0	0	0	50	220
経常収益計	157,713	0	65,000	65,000	11,400	234,113
(2) 経常費用						
事業費						
役員報酬	4,467	0	0	0		4,467
給与手当	56,887	0	46,818	46,818		103,705
退職給付費用	2,310	0	2,300	2,300		4,610
福利厚生費	95	0	300	300		395
法定福利費	7,450	0	5,256	5,256		12,706
旅費交通費	4,500	0	400	400		4,900
通信運搬費	1,300	0	30	30		1,330
減価償却費	1,032	98	1,766	1,864		2,896
消耗什器備品費	200	0	150	150		350
消耗品費	10,000	0	300	300		10,300
修繕費	80	0	950	950		1,030
印刷製本費	5,300	0	200	200		5,500
燃料費	30	0	10	10		40
光熱水料費	545	0	0	0		545
貸借料	19,300	0	1,272	1,272		20,572
保険料	600	35	200	235		835
諸謝金	9,200	0	0	0		9,200
租税公課	4,000	235	4,000	4,235		8,235
支払負担金	1,020	0	0	0		1,020
支払助成金	970	0	0	0		970
支払寄付金	0	0	0	0		0
委託費	4,500	0	0	0		4,500
会議費	338	0	0	0		338
広報費	720	0	0	0		720
リース料	2,300	0	0	0		2,300
渉外・慶弔費	130	0	0	0		130
支払交付金	8,500	0	0	0		8,500
支払手数料	600	0	50	50		650
図書購入費	420	0	25	25		445
研修会参加費	9,027	0	100	100		9,127
資材費	1,000	0	100	100		1,100
車輛費	872	0	400	400		1,272
雑費	20	0	5	5		25
事業費計	157,713	368	64,632	65,000	0	222,713

正味財産増減予算書内訳表

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益事業等会計	収益事業会計			法人会計	合 計
	(公1) 林業の振興と森林の 公益的機能の向上	(収1) 駐車場賃貸業務	(収2) 治山林道事業等の 調査・測量・設計	小 計		
管理費						
役員報酬					730	730
給与手当					3,421	3,421
退職給付費用					157	157
福利厚生費					100	100
法定福利費					300	300
会議費					750	750
交際費					280	280
旅費交通費					870	870
通信運搬費					10	10
消耗什器備品費					0	0
消耗品費					100	100
修繕費					320	320
印刷製本費					300	300
燃料費					0	0
光熱水料費					55	55
賃借料					1,150	1,150
保険料					100	100
諸謝金					2,000	2,000
租税公課					120	120
支払負担金					60	60
委託費					0	0
支払手数料					60	60
支払寄付金					30	30
減価償却費					330	330
広報費					50	50
リース料					0	0
車輛費					0	0
雑費					107	107
管理費計					11,400	11,400
経常費用計	157,713	368	64,632	65,000	11,400	234,113
評価損益等調整前当期経常増減額	0	△ 368	368	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	0	△ 368	368	0	0	0
2 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替前						
当期一般正味財産増減額	0	△ 368	368	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	△ 368	368	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	—	—	—	—	—	—
税引後当期一般正味財産増減額	—	—	—	—	—	—
一般正味財産期首残高	—	—	—	—	—	—
一般正味財産期末残高	—	—	—	—	—	—
II 指定正味財産増減の部						
受取寄付金	3,000	—	—	—	—	3,000
募金収益	3,000	—	—	—	—	3,000
一般正味財産への振替額	△ 3,683	—	—	—	—	△ 3,683
当期指定正味財産増減額	△ 683	—	—	—	—	△ 683
指定正味財産期首残高	—	—	—	—	—	—
指定正味財産期末残高	—	—	—	—	—	—
III 正味財産期末残高	—	—	—	—	—	—

報告第3号

中期経営計画(2026-2030 年度)

(令和8年3月25日の理事会において承認)

別冊のとおり

公益社団法人 茨城県森林・林業協会

議 事

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| 議 案 第 1 号 | 令和7年度貸借対照表及び正味財産増減計算書
財産目録の承認について |
| 議 案 第 2 号 | 令和8年度会費の賦課及び納入方法について |
| 議 案 第 3 号 | 令和8年度常勤役員の報酬額の決定について |
| 議 案 第 4 号 | 借入金の最高限度額の決定について |
| 議 案 第 5 号 | 余裕金の預入先の決定について |
| 議 案 第 6 号 | 令和8年度入会金の額の決定について |
| 議 案 第 7 号 | 定款の一部改正について |
| 議 案 第 8 号 | 新理事の選任について |
| 議 案 第 9 号 | 森林湖沼環境税の継続を求める決議について |
| 議 案 第 10 号 | 常勤役員の退職慰労金の支給額の決定について |

議案第1号

令和7年度貸借対照表及び正味財産増減計算書 財産目録の承認について

定款第41条第2項に基づき、令和7年度の決算書類について承認を求めます。

貸 借 対 照 表

令和 8年 3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	54,501,995	39,913,132	14,588,863
未収金	49,512,973	51,691,684	△ 2,178,711
流動資産合計	104,014,968	91,604,816	12,410,152
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
什器備品	1,961,164	3,291,465	△ 1,330,301
ソフトウェア	568,700	775,500	△ 206,800
退職給付引当資産	31,592,531	24,672,306	6,920,225
減価償却引当資産	25,052,443	25,052,443	0
会館取壊積立資産	23,000,000	23,000,000	0
企業の森づくり事業積立資産	2,651,000	3,190,000	△ 539,000
特定資産合計	84,825,838	79,981,714	4,844,124
(2) その他固定資産			
建物	5,865,571	6,203,349	△ 337,778
車両運搬具	4	4	0
什器備品	473,053	788,414	△ 315,361
測量機器	1,331,441	2,219,062	△ 887,621
建物付属設備	812,240	849,200	△ 36,960
土地	21,000,000	21,000,000	0
分収造林	3,419,125	3,419,125	0
ソフトウェア	699,491	1,302,731	△ 603,240
その他固定資産合計	33,600,925	35,781,885	△ 2,180,960
固定資産合計	118,426,763	115,763,599	2,663,164
資産合計	222,441,731	207,368,415	15,073,316
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	20,196,316	6,759,676	13,436,640
未払消費税等	2,684,300	1,712,000	972,300
前受金	1,119,000	1,155,000	△ 36,000
預り金	1,849,352	1,467,597	381,755
未払法人税等	441,600	1,515,400	△ 1,073,800
流動負債合計	26,290,568	12,609,673	13,680,895
2. 固定負債			
退職給付引当金	24,389,156	31,592,531	△ 7,203,375
預かり預託金	15,600,000	15,600,000	0
固定負債合計	39,989,156	47,192,531	△ 7,203,375
負債合計	66,279,724	59,802,204	6,477,520
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	2,529,864	4,066,965	△ 1,537,101
募金	2,651,000	3,190,000	△ 539,000
指定正味財産合計	5,180,864	7,256,965	△ 2,076,101
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(5,180,864)	(7,256,965)	(△ 2,076,101)
2. 一般正味財産	150,981,143	140,309,246	10,671,897
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(48,052,443)	(48,052,443)	(0)
正味財産合計	156,162,007	147,566,211	8,595,796
負債及び正味財産合計	222,441,731	207,368,415	15,073,316

貸 借 対 照 表 内 訳 表

令和 8年 3月31日現在

(単位:円)

科目	公益事業等会計	収益事業会計	法人会計	内部取引等消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	16,309,082	33,475,385	4,717,528		54,501,995
未収金	15,632,973	33,880,000	0		49,512,973
他会計短期貸付金	17,315,419	0	2,236,556	△ 19,551,975	0
立替金	0	0	0		0
流動資産合計	49,257,474	67,355,385	6,954,084	△ 19,551,975	104,014,968
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
基本財産合計	0	0	0	0	0
(1) 特定資産					
什器備品	1,961,164	0	0		1,961,164
ソフトウェア	568,700	0	0		568,700
退職給付引当資産	2,925,988	14,629,947	14,036,596		31,592,531
減価償却引当資産	1,688,974	19,038,021	4,325,448		25,052,443
会館取壊積立資産	18,000,000	5,000,000	0		23,000,000
企業の森づくり事業積立資産	2,651,000	0	0		2,651,000
特定資産合計	27,795,826	38,667,968	18,362,044	0	84,825,838
(2) その他固定資産					
建物	2,932,786	2,815,474	117,311		5,865,571
車両運搬具	1	2	1		4
什器備品	141,916	283,832	47,305		473,053
測量機器	0	1,331,441	0		1,331,441
建物付属設備	324,896	406,120	81,224		812,240
土地	4,200,000	14,700,000	2,100,000		21,000,000
分収造林	3,419,125	0	0		3,419,125
ソフトウェア	0	699,491	0		699,491
その他固定資産合計	11,018,724	20,236,360	2,345,841	0	33,600,925
固定資産合計	38,814,550	58,904,328	20,707,885	0	118,426,763
資産合計	88,072,024	126,259,713	27,661,969	△ 19,551,975	222,441,731
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	1,908,309	464,115	17,823,892		20,196,316
未払消費税等	0	2,684,300	0		2,684,300
前受金	1,119,000	0	0		1,119,000
預り金	958,504	0	890,848		1,849,352
未払法人税等	0	441,600	0		441,600
他会計短期借入金	0	19,551,975	0	△ 19,551,975	0
流動負債合計	3,985,813	23,141,990	18,714,740	△ 19,551,975	26,290,568
2. 固定負債					
退職給付引当金	2,925,988	14,629,947	6,833,221		24,389,156
預かり預託金	0	15,600,000	0		15,600,000
固定負債合計	2,925,988	30,229,947	6,833,221	0	39,989,156
負債合計	6,911,801	53,371,937	25,547,961	△ 19,551,975	66,279,724
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
地方公共団体補助金	2,529,864	0	0		2,529,864
募金	2,651,000	0	0		2,651,000
指定正味財産合計	5,180,864	0	0	0	5,180,864
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)		(0)
(うち特定資産への充当額)	(5,180,864)	(0)	(0)		(5,180,864)
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)	75,979,359	72,887,776	2,114,008	0	150,981,143
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)		(0)
(うち特定資産への充当額)	(19,688,974)	(24,038,021)	(4,325,448)		(48,052,443)
正味財産合計	81,160,223	72,887,776	2,114,008	0	156,162,007
負債及び正味財産合計	88,072,024	126,259,713	27,661,969	△ 19,551,975	222,441,731

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益			
特定資産受取利息	15,480	250	15,230
特定資産運用益計	15,480	250	15,230
受取入会金			
受取入会金	0	30,000	△ 30,000
受取入会金計	0	30,000	△ 30,000
受取会費			
正会員受取会費	13,782,000	13,425,000	357,000
賛助会員受取会費	1,040,000	1,040,000	0
受取会費計	14,822,000	14,465,000	357,000
事業収益			
受託収益	23,283,996	25,367,079	△ 2,083,083
受取県委託金	28,380,000	28,528,500	△ 148,500
受取森林保全協議会委託金	3,188,000	3,367,000	△ 179,000
受取治山事業受託料	50,204,000	68,332,000	△ 18,128,000
受取林道事業受託料	45,221,000	25,256,000	19,965,000
その他受取事業受託料	5,353,731	9,337,695	△ 3,983,964
受取賃貸料収益	0	1,869,000	△ 1,869,000
その他事業収益	498,000	0	498,000
事業収益計	156,128,727	162,057,274	△ 5,928,547
受取補助金等			
受取地方公共団体補助金	49,811,000	44,849,000	4,962,000
受取民間補助金	1,980,000	2,100,000	△ 120,000
受取国土緑推助成金	4,204,000	3,460,000	744,000
受取補助金等振替額	1,537,101	2,446,827	△ 909,726
受取補助金等計	57,532,101	52,855,827	4,676,274
受取寄付金			
受取寄付金	0	31,000	△ 31,000
募金収益	15,866,333	15,815,726	50,607
受取寄付金振替額	3,190,000	2,761,000	429,000
受取寄付金計	19,056,333	18,607,726	448,607
雑収益			
受取利息	117,133	34,582	82,551
雑収益	653,090	837,764	△ 184,674
雑収益計	770,223	872,346	△ 102,123
経常収益計	248,324,864	248,888,423	△ 563,559
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	90,047,623	74,935,294	15,112,329
役員報酬	2,163,600	2,163,600	0
退職給付費用	11,703,575	9,159,678	2,543,897
福利厚生費	665,079	931,020	△ 265,941
法定福利費	15,390,741	12,336,414	3,054,327
旅費交通費	2,702,216	2,403,278	298,938
通信運搬費	1,336,573	1,376,862	△ 40,289
減価償却費	3,676,073	6,282,351	△ 2,606,278
消耗什器備品費	290,240	740,155	△ 449,915
消耗品費	9,902,129	10,850,526	△ 948,397
修繕費	1,775,708	1,394,470	381,238
印刷製本費	4,948,036	5,644,193	△ 696,157
燃料費	15,033	0	15,033
光熱水料費	675,453	1,991,240	△ 1,315,787
賃借料	17,545,293	20,217,239	△ 2,671,946
保険料	745,933	693,702	52,231
諸謝金	7,191,201	7,481,280	△ 290,079
租税公課	10,140,850	9,780,180	360,670
支払負担金	1,234,011	684,422	549,589
支払助成金	1,118,880	1,032,229	86,651
支払寄付金	0	350,000	△ 350,000
委託費	20,576,428	18,830,375	1,746,053

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
会議費	338,686	245,269	93,417
広報費	485,100	691,900	△ 206,800
リース料	2,147,422	2,138,794	8,628
渉外・慶弔費	84,449	62,465	21,984
支払交付金	7,767,099	8,601,000	△ 833,901
支払手数料	824,566	1,212,224	△ 387,658
図書購入費	386,290	706,604	△ 320,314
研修会参加費	9,304,921	11,193,275	△ 1,888,354
資材費	1,212,666	2,134,198	△ 921,532
車輛費	1,661,319	1,576,318	85,001
雑費	16,362	28,449	△ 12,087
事業費計	228,073,555	217,869,004	10,204,551
管理費			
役員報酬	2,163,600	2,163,600	0
給料手当	1,837,707	3,942,834	△ 2,105,127
退職給付費用	238,848	482,088	△ 243,240
福利厚生費	205,214	116,891	88,323
法定福利費	314,096	649,285	△ 335,189
会議費	310,029	748,963	△ 438,934
交際費	275,496	240,452	35,044
旅費交通費	706,412	530,256	176,156
通信運搬費	106,037	78,757	27,280
減価償却費	41,988	147,885	△ 105,897
消耗品費	16,500	365,952	△ 349,452
修繕費	10,648	66,550	△ 55,902
印刷製本費	275,000	281,600	△ 6,600
光熱水料費	13,785	104,802	△ 91,017
賃借料	62,480	110,000	△ 47,520
保険料	28,917	12,968	15,949
諸謝金	1,812,800	2,120,800	△ 308,000
租税公課	200,100	126,370	73,730
支払負担金	44,000	742,000	△ 698,000
支払寄付金	30,000	0	30,000
委託費	0	83,105	△ 83,105
支払手数料	60,480	142,120	△ 81,640
図書購入費	7,975	6,740	1,235
広報費	22,000	204,000	△ 182,000
管理費計	8,784,112	13,468,018	△ 4,683,906
経常費用計	236,857,667	231,337,022	5,520,645
評価損益等調整前当期経常増減額	11,467,197	17,551,401	△ 6,084,204
当期経常増減額	11,467,197	17,551,401	△ 6,084,204
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
その他の経常外費用			
固定資産除却損	572,000	0	572,000
その他の経常外費用計	572,000	0	572,000
経常外費用計	572,000	0	572,000
当期経常外増減額	△ 572,000	0	△ 572,000
税引前当期一般正味財産増減額	10,895,197	17,551,401	△ 6,656,204
法人税、住民税及び事業税	223,300	5,463,300	△ 5,240,000
当期一般正味財産増減額	10,671,897	12,088,101	△ 1,416,204
一般正味財産期首残高	140,309,246	128,221,145	12,088,101
一般正味財産期末残高	150,981,143	140,309,246	10,671,897
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金			
募金収益	2,651,000	3,190,000	△ 539,000
受取寄付金計	2,651,000	3,190,000	△ 539,000
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	4,727,101	5,207,827	△ 480,726
当期指定正味財産増減額	△ 2,076,101	△ 2,017,827	△ 58,274
指定正味財産期首残高	7,256,965	9,274,792	△ 2,017,827
指定正味財産期末残高	5,180,864	7,256,965	△ 2,076,101
III 正味財産期末残高	156,162,007	147,566,211	8,595,796

正味財産増減計算書内訳表

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	公益事業等会計	収益事業会計			法人会計	内部取引等消去	合計
	公 1 林業の振興と森林の 公益的機能の向上	取 1 林業会館の管理と 事務所等賃貸業務	取 2 治山林道事業等の調 査・測量・設計業務	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
特定資産運用益							
特定資産受取利息	0	0	0	0	15,480		15,480
特定資産運用益計	0	0	0	0	15,480	0	15,480
受取入会金							
受取入会金	0	0	0	0	0		0
受取入会金計	0	0	0	0	0	0	0
受取会費							
正会員受取会費	0	0	0	0	13,782,000		13,782,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	1,040,000		1,040,000
受取会費計	0	0	0	0	14,822,000	0	14,822,000
事業収益							
受託収益	23,283,996	0	0	0	0		23,283,996
受取県委託金	28,380,000	0	0	0	0		28,380,000
受取森林保全協議会委託金	3,188,000	0	0	0	0		3,188,000
受取治山事業受託料	0	0	50,204,000	50,204,000	0		50,204,000
受取林道事業受託料	0	0	45,221,000	45,221,000	0		45,221,000
その他受取事業受託料	5,353,731	0	0	0	0		5,353,731
その他事業収益	498,000	0	0	0	0		498,000
事業収益計	60,703,727	0	95,425,000	95,425,000	0	0	156,128,727
受取補助金等							
受取地方公共団体補助金	49,811,000	0	0	0	0		49,811,000
受取民間補助金	1,980,000	0	0	0	0		1,980,000
受取国土緑地推進基金	4,204,000	0	0	0	0		4,204,000
受取補助金等振替額	1,537,101	0	0	0	0		1,537,101
受取補助金等計	57,532,101	0	0	0	0	0	57,532,101
受取寄付金							
受取寄付金	0	0	0	0	0		0
募金収益	15,866,333	0	0	0	0		15,866,333
受取寄付金等振替額	3,190,000	0	0	0			3,190,000
受取寄付金計	19,056,333	0	0	0	0	0	19,056,333
雑収益							
受取利息	0	0	0	0	117,133		117,133
雑収益	248,777	7,790	20,800	28,590	375,723	0	653,090
雑収益計	248,777	7,790	20,800	28,590	492,856	0	770,223
経常収益計	137,540,938	7,790	95,445,800	95,453,590	15,330,336	0	248,324,864
(2) 経常費用							
事業費							
給料手当	45,942,665	0	44,104,958	44,104,958			90,047,623
役員報酬	1,298,160	0	865,440	865,440			2,163,600
退職給付費用	5,971,212	0	5,732,363	5,732,363			11,703,575
福利厚生費	93,655	0	571,424	571,424			665,079
法定福利費	7,852,419	0	7,538,322	7,538,322			15,390,741
旅費交通費	2,341,359	0	360,857	360,857			2,702,216
通信運搬費	1,260,683	0	75,890	75,890			1,336,573
減価償却費	1,815,382	0	1,860,691	1,860,691			3,676,073
消耗什器備品費	238,760	0	51,480	51,480			290,240
消耗品費	9,504,062	0	398,067	398,067			9,902,129
修繕費	69,784	0	1,705,924	1,705,924			1,775,708
印刷製本費	4,791,686	0	156,350	156,350			4,948,036
燃料費	14,331	0	702	702			15,033
光熱水料費	344,619	0	330,834	330,834			675,453
貸借料	16,149,958	20,225	1,375,110	1,395,335			17,545,293
保険料	497,239	0	248,694	248,694			745,933
諸謝金	7,191,201	0	0	0			7,191,201
租税公課	4,194,095	0	5,946,755	5,946,755			10,140,850
支払負担金	1,134,011	0	100,000	100,000			1,234,011
支払助成金	1,118,880	0	0	0			1,118,880
支払寄付金	0	0	0	0			0
委託費	10,770,940	15,488	9,790,000	9,805,488			20,576,428
会議費	338,686	0	0	0			338,686
広報費	485,100	0	0	0			485,100
リース料	2,147,422	0	0	0			2,147,422
渉外・慶弔費	84,449	0	0	0			84,449
支払交付金	7,767,099	0	0	0			7,767,099
支払手数料	540,271	495	283,800	284,295			824,566
図書購入費	357,910	0	28,380	28,380			386,290

(単位:円)

科目	公益事業等会計	収益事業会計			法人会計	内部取引等消去	合計
	公 1 林業の振興と森林の 公益的機能の向上	収 1 林業会館の管理と 事務所等賃貸業務	収 2 治山林道事業等の調 査・測量・設計業務	小計			
研修会参加費	9,152,511	0	152,410	152,410			9,304,921
資材費	1,027,008	0	185,658	185,658			1,212,666
車輛費	682,926	0	978,393	978,393			1,661,319
雑費	16,362	0	0	0			16,362
事業費計	145,194,845	36,208	82,842,502	82,878,710		0	228,073,555
管理費							
役員報酬					2,163,600		2,163,600
給料手当					1,837,707		1,837,707
退職給付費用					238,848		238,848
福利厚生費					205,214		205,214
法定福利費					314,096		314,096
会議費					310,029		310,029
交際費					275,496		275,496
旅費交通費					706,412		706,412
通信運搬費					106,037		106,037
減価償却費					41,988		41,988
消耗品費					16,500		16,500
修繕費					10,648		10,648
印刷製本費					275,000		275,000
光熱水料費					13,785		13,785
賃借料					62,480		62,480
保険料					28,917		28,917
諸謝金					1,812,800		1,812,800
租税公課					200,100		200,100
支払負担金					44,000		44,000
支払寄付金					30,000		30,000
委託費					0		0
渉外・慶弔費					0		0
支払手数料					60,480		60,480
図書購入費					7,975		7,975
広報費					22,000		22,000
リース料					0		0
雑費					0		0
管理費計					8,784,112	0	8,784,112
経常費用計	145,194,845	36,208	82,842,502	82,878,710	8,784,112	0	236,857,667
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 7,653,907	△ 28,418	12,603,298	12,574,880	6,546,224	0	11,467,197
当期経常増減額	△ 7,653,907	△ 28,418	12,603,298	12,574,880	6,546,224	0	11,467,197
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用							
その他の経常外費用							
固定資産除却損	314,600	0	114,400	114,400	143,000		572,000
前期損益修正損	0	0	0	0	0		0
経常外費用計	314,600	0	114,400	114,400	143,000	0	572,000
当期経常外増減額	△ 314,600	0	△ 114,400	△ 114,400	△ 143,000		△ 572,000
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 7,968,507	△ 28,418	12,488,898	12,460,480	6,403,224	0	10,895,197
他会計振替額	4,634,229		△ 4,634,229	△ 4,634,229	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 3,334,278	△ 28,418	7,854,669	7,826,251	6,403,224	0	10,895,197
法人税、住民税及び事業税	0	0	223,300	223,300	0	0	223,300
当期一般正味財産増減額	△ 3,334,278	△ 28,418	7,631,369	7,602,951	6,403,224	0	10,671,897
一般正味財産期首残高	79,313,637	13,263,024	52,021,801	65,284,825	△ 4,289,216	0	140,309,246
一般正味財産期末残高	75,979,359	13,234,606	59,653,170	72,887,776	2,114,008	0	150,981,143
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取地方公共団体補助金	0						0
受取補助金等計	0	0	0	0	0		0
受取寄付金							
募金収益	2,651,000						2,651,000
受取寄付金計	2,651,000	0	0	0	0		2,651,000
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額	△ 4,727,101	0	0	0	0		△ 4,727,101
当期指定正味財産増減額	△ 2,076,101	0	0	0	0	0	△ 2,076,101
指定正味財産期首残高	7,256,965	0	0	0	0	0	7,256,965
指定正味財産期末残高	5,180,864	0	0	0	0	0	5,180,864
III 正味財産期末残高	81,160,223	13,234,606	59,653,170	72,887,776	2,114,008	0	156,162,007

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産以外)
定額法又は定率法によっている。
- ② 無形固定資産(リース資産以外)
定額法によっている。

(2) 引当金の評価基準

- ・ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。
なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位: 円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
特定資産				
什器備品	3,291,465	0	1,330,301	1,961,164
ソフトウェア	775,500	0	206,800	568,700
退職給付引当資産	24,672,306	6,920,225	0	31,592,531
減価償却引当資産	25,052,443	0	0	25,052,443
会館取壊積立資産	23,000,000	0	0	23,000,000
企業の森づくり事業積立資産	3,190,000	2,651,000	3,190,000	2,651,000
小 計	79,981,714	9,571,225	4,727,101	84,825,838
合 計	79,981,714	9,571,225	4,727,101	84,825,838

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位: 円)

科 目	当 期 末 残 高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
什器備品	1,961,164	(1,961,164)	(0)	—
ソフトウェア	568,700	(568,700)	(0)	—
退職給付引当資産	31,592,531	—	—	(31,592,531)
減価償却引当資産	25,052,443	(0)	(25,052,443)	—
会館取壊積立資産	23,000,000	(0)	(23,000,000)	—
企業の森づくり事業積立資産	2,651,000	(2,651,000)	(0)	—
小 計	84,825,838	(5,180,864)	(48,052,443)	(31,592,531)
合 計	84,825,838	(5,180,864)	(48,052,443)	(31,592,531)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位: 円)

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
特定資産			
什器備品	6,093,340	4,132,176	1,961,164
ソフトウェア	1,034,000	465,300	568,700
小 計	7,127,340	4,597,476	2,529,864
その他固定資産			
建物	101,006,285	95,140,714	5,865,571
車両運搬具	5,317,971	5,317,967	4
什器備品	8,158,728	7,685,675	473,053
測量機器	5,958,395	4,626,954	1,331,441
建物付属設備	880,000	67,760	812,240
ソフトウェア	3,556,200	2,856,709	699,491
小 計	124,877,579	115,695,779	9,181,800
合 計	132,004,919	120,293,255	11,711,664

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位: 円)

補 助 金 等 の 名 称	交 付 者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
林業担い手育成強化対策事業費補助金	茨城県	0	11,147,000	11,147,000	0	
市町村森林管理サポート事業費補助金	茨城県	3,585,657	16,961,000	18,305,578	2,241,079	
林業従事者技能向上対策事業費補助金	茨城県	0	7,000,000	7,000,000	0	
森林・林業体験学習事業費補助金	茨城県	0	3,000,000	3,000,000	0	
いばらきスマート林業推進事業費補助金	茨城県	481,308	6,000,000	6,192,523	288,785	
緑化推進運動事業費補助金	茨城県	0	5,703,000	5,703,000	0	
第96回、97回緑化促進事業協力金	(公社)ゴルフ緑化促進会	0	1,980,000	1,980,000	0	
助成金						
「緑と水と森林ファンド」中央事業助成金	(公社)国土緑化推進機構	0	4,204,000	4,204,000	0	
他						
合 計		4,066,965	55,995,000	57,532,101	2,529,864	

6. 引当金の明細

(単位: 円)

科 目	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他	
退職給付引当金	31,592,531	8,692,960	15,896,335	0	24,389,156

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位: 円)

内 容	金 額	
経常収益への振替額		
減価償却費計上による振替額	1,537,101	
事業実施による振替額	3,190,000	
経常収益への振替額計		4,727,101
経常外収益への振替額	0	
経常外収益への振替額計		0
合 計		4,727,101

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記の「2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」において記載しているため、内容の記載を省略する。

2. 引当金の明細

財務諸表に対する注記の「6. 引当金の明細」において記載しているため、内容の記載を省略する。

財 産 目 録

令和 8年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	森林・林業部	運転資金として	16,216
		治山林道部	〃	41,011
		緑化部	〃	115,755
	普通預金	常陽銀行 県庁支店他	運転資金として	33,956,001
		足利銀行 水戸支店	〃	179,188
		ゆうちょ銀行	〃	193,824
	定期預金	常陽銀行	〃	20,000,000
	未収金	茨城県	補助金の未収分他	7,886,000
		北茨城市、常陸太田市、大子町	治山・林道事業受託料の未収分	33,440,000
		(公社) 国土緑化推進機構	助成金の未収分	1,544,000
その他		事業運営業務受託料の未収分他	6,642,973	
立替金	茨城県森林保全協議会	経費立替分	0	
流動資産合計				104,014,968
(固定資産) 基本財産 特定資産 				

監 査 報 告 書

公益社団法人 茨城県森林・林業協会

理事長 石井 邦一 殿

令和 8 年 5 月 1 5 日

公益社団法人 茨城県森林・林業協会

監 事

根本 一郎



監 事

石川 忠幸



監 事

神長 輝夫



私たち監事は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの事業年度における会計及び業務の監査を行いました。

その方法及び結果について、下記のとおり報告いたします。

1 監査の方法

- (1) 会計監査については、会計帳簿並びに関係書類の閲覧などを行い、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録の正確性について検討いたしました。
- (2) 業務監査については、事業報告等により業務の執行状況を確認するとともに必要な資料の提供を求め業務執行の状況及び妥当性を検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 令和 7 年度の計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について、法人の財産及び損益状況を正確に示しているものと認めます。
- (2) 令和 7 年度の事業報告書の内容は適正であると認めます。
- (3) 理事の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

議案第2号

令和8年度会費の賦課及び納入方法について

公益社団法人茨城県森林・林業協会会費等に関する規程第2条で規定する令和8年度の会費（①森林・林業会費、②緑化会費、③治山林道会費）の額及び納入方法について、定款第7条に基づき決議を求めます。

I 森林・林業会費

II 緑化会費

III 治山林道会費

令和8年度会費の賦課内訳(案)

I 森林・林業会費

1 賦課

会費は、次のとおり賦課するものとする。

(1) 正会員

(単位：円)

団 体 名	金 額
茨 城 県 森 林 組 合 連 合 会	168,000
茨 城 県 木 材 協 同 組 合 連 合 会	154,000
茨 城 県 林 業 種 苗 協 同 組 合	68,000
一 般 社 団 法 人 茨 城 県 猟 友 会	61,000
茨 城 県 木 材 市 場 協 同 組 合	39,000
日 立 港 木 材 倉 庫 株 式 会 社	39,000
茨 城 県 林 業 改 良 普 及 協 会	25,000
茨 城 県 木 材 青 壮 年 協 会	25,000
八 溝 多 賀 木 材 乾 燥 協 同 組 合	25,000
宮 の 郷 木 材 事 業 協 同 組 合	25,000
も っ く り ん 協 同 組 合	25,000
茨 城 県 認 定 事 業 体 連 絡 協 議 会	25,000
茨 城 県 林 業 土 木 事 業 協 同 組 合	25,000
合 計	704,000

(2) 賛助会員

賛助会員の会費の額は30,000円とする。

2 納入方法

(1) 会費は、令和8年7月末日までに納入するものとする。

(2) 振込先

常陽銀行本店

普通預金口座番号 6987180

公益社団法人 茨城県森林・林業協会

理事長 石井 邦一

令和 8 年度会費の賦課内訳（案）

Ⅱ 緑化会費

1 賦課

会費は、次のとおり賦課するものとする。

（１）正会員

人口 15 万人以上の市	50,000 円（1 口）
人口 15 万人以下の市	30,000 円（1 口）
町	20,000 円（1 口）
村	20,000 円（1 口）
団体等	20,000 円（1 口）

（２）賛助会員

① 個人	2,000 円（1 口）
② 団体	5,000 円（1 口）

2 納入方法

（１）会費は、令和 8 年 7 月末日までに納入するものとする。

（２）振込先

常陽銀行県庁支店

普通預金口座番号 1 1 6 1 0 6 5

公益社団法人 茨城県森林・林業協会（緑化推進事業口）

理事長 石井 邦一

令和 8 年度会費の賦課内訳(案)

Ⅲ 治山林道会費

1 賦課

(1) 正会員

正会員の会費は会員割・事業割とし、下記のとおり賦課するものとする。

① 会 員 割 10,000 円

② 事 業 割

1) 令和 6 年度の市町村事業費(決算額)において、国補治山事業に
対しての工事費及び国補林道事業を実施した決算額の 16/1000
に相当する額

…… (A)

2) 令和 6 年度の市町村事業費(決算額)において、県単治山事業に
対しての工事費及び県単林道事業を実施した決算額の 9/1000 に
相当する額

…… (B)

各市町村の決算ベース(A)+(B)の合計額をもって事業割とする。

ただし、事業割が 100 万円を超えるときは、超過した額の2分の1を加算
した額をもって事業割とし、最高額は 150 万円とする。

(2) 賛助会員

賛助会員の会費は、30,000 円とする。

2 納入方法

(1) 会費は令和 8 年 7 月末日までに納入するものとする。

(2) 振込先

常陽銀行本店

普通預金口座番号 1939415

公益社団法人 茨城県森林・林業協会

理事長 石井邦一

令和8年度治山林道会費一覧表

(単位：円)

市町村名	会員割	事業割	計	市町村名	会員割	事業割	計
北茨城市	10,000	693,000	703,000	笠間市	10,000	716,000	726,000
高萩市	10,000	41,000	51,000	桜川市	10,000	444,000	454,000
日立市	10,000	1,500,000	1,510,000	つくば市	10,000	0	10,000
東海村	10,000	25,000	35,000	石岡市	10,000	491,000	501,000
常陸太田市	10,000	1,500,000	1,510,000	かすみがうら市	10,000	0	10,000
大子町	10,000	1,280,000	1,290,000	土浦市	10,000	0	10,000
常陸大宮市	10,000	1,038,000	1,048,000	大洗町	10,000	991,000	1,001,000
城里町	10,000	0	10,000	鉾田市	10,000	926,000	936,000
那珂市	10,000	0	10,000	行方市	10,000	0	10,000
水戸市	10,000	0	10,000	鹿嶋市	10,000	397,000	407,000
茨城町	10,000	0	10,000	神栖市	10,000	27,000	37,000
				合 計	220,000	10,069,000	10,289,000

議案第 3 号

令和 8 年度常勤役員の報酬額の決定について

令和 8 年度の常勤理事の報酬額は 5 5 0 万円以内とする。

議案第 4 号

借入金の最高限度額の決定について

令和 8 年度内の借入限度額は 2 千万円とする。

議案第 5 号

余裕金の預入先の決定について

- 1 常陽銀行本店及び県庁支店
- 2 足利銀行水戸支店とする。

議案第 6 号

令和 8 年度入会金の額の決定について

令和 8 年度の入会金の額は 3 万円とする。

定款の一部改正(案)について

新しい時代の公益法人制度改革として、令和 7 年 4 月 1 日に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正が施行され、令和 10 年(2028 年)3 月 31 日までに新たな会計基準を適用する必要がある。

このため、当協会では令和 9 年度事業計画から「わかりやすい財務諸表」の実現を目指す新会計基準を導入することとし、これに伴い定款で定めている条項の一部を改正するものであり、承認を求めます。

(参考) 公益法人会計基準の改正の主なポイント

- 1 公益法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みとし、法人のガバナンスや説明責任の充実を図る抜本的な制度改革。
- 2 わかりやすい財務諸表とするため、従来の「正味財産増減計算書」を新たに「活動計算書」に変更し、透明性を向上。
- 3 事業年度に発生した公益目的事業会計の剰余金の解消について、「(短期的)収支相償」から「中期的収支均衡」となり、黒字は5年間で過去の赤字との通算で解消が可能。
- 4 将来の公益目的事業の発展・拡充を積極的に肯定する観点から、従来の「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」が統合され、法人の実情や環境変化に応じて用途変更の柔軟性を高めた「公益充実資金」が創設され、当該資金への積立が中期的収支均衡において費用とみなされる。
- 5 従来の「遊休財産」が「使途不特定財産」として改正され、過去5年間の公益目的事業費相当額の平均額となった。
- 6 貸借対照表の固定資産の部の「基本財産」「特定資産」の区分がなくなり企業会計と同様の「有形固定資産」「無形固定資産」「その他固定資産」に区分される。
- 7 「資産及び負債の状況」を記載していれば、「財産目録」を作成しないことができる。
- 8 「公益目的取得財産残額」は、公益目的事業会計区分の純資産の額を残額とする。

公益社団法人茨城県森林・林業協会定款の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
公益社団法人茨城県森林・林業協会定款 第1条～第11条 省 略 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1) ～ (3) 省 略 (4) <u>貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認</u> (5) ～ (7) 省 略 第13条～第39条 省 略 第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、<u>その他法令で定める書類</u>については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 第2項 省 略	公益社団法人茨城県森林・林業協会定款 第1条～第11条 省 略 (権 限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) <u>貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認</u> (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 第13条～第39条 省 略 (事業計画及び収支予算) 第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、<u>資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</u>については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 第2項 省 略

改 正 後	改 正 前
第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 <u>ただし、第6号の財産目録については、財務諸表に対する注記に記載する場合には作成しないことができる。</u> (1) ～ (3) 省 略 (4) 損益計算書 <u>(活動計算書)</u> (5) 貸借対照表及び損益計算書 <u>(活動計算書)</u> の附属明細書 (6) 省 略 第2項 省 略 第3項 (1) ～ (3) 省 略 (4) <u>運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類</u> <u>その他法令で定める書類</u>	(事業報告及び決算) 第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) <u>損益計算書 (正味財産増減計算書)</u> (5) <u>貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書</u> (6) 財産目録 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) <u>運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</u>

改 正 後	改 正 前
第42条 削除 第43条～第49条 省 略 第50条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 第52条 省 略	(公益目的取得財産残額の算定) 第42条 代表理事は、<u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規 則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。</u> 第43条～第49条 省 略 (公益認定の取り消し等に伴う贈与) 第50条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 第52条 省 略

改正後	改正前
<u>第11章 情報公開等</u> (情報公開等) <u>第53条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他運営における透明性の向上を図るものとする。</u> 附 則 1～2 省 略 <u>3 この定款は、令和8年6月24日から施行する。</u> <u>4 第12条第1項及び第41条第1項に規定する書類の名称の変更は、令和9年4月1日に開始する事業年度に係る書類から施行する。</u> <u>5 改正前の定款第42条に規定する公益目的取得財産残額の算定及び記載は、令和9年4月1日に開始する事業年度に係るものから廃止する。</u>	(条項新設) 附 則 1～2 省 略 (追加)

公益社団法人茨城県森林・林業協会定款（一部改正後）

令和8年6月24日

第1章 総則

（名 称）

第1条 この法人は、公益社団法人茨城県森林・林業協会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 この法人は、茨城県の林業の振興と森林の公益的機能の向上を図るため、林業関係団体が連携して茨城県内の林業担い手の育成確保、林業経営体の経営改善、森林管理の推進、森林資源の循環利用の推進、森づくり・緑化運動の推進、森林土木事業の推進に関する各種施策の効果的な実行を促進し、もって県民の公共福祉への貢献、緑豊かな県土の保全、山村地域経済を支える産業の育成に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）森林の適正な整備と保全に関する事
- （2）森林・林業関係産業の振興発展に関する事
- （3）森林・林業関係の中央・地方団体等との相互の連携調整に関する事
- （4）森林・林業に関する普及啓発及び調査研究に関する事
- （5）森林・林業関係コンクールの実施と表彰に関する事
- （6）森林・林業関係功労者の顕彰に関する事
- （7）林業担い手の育成・確保に関する事
- （8）林業経営体の経営改善に関する事
- （9）林業現場技能者の技能習得に関する事
- （10）市町村等による森林管理に関する事
- （11）緑の募金及び県民参加による緑化運動に関する事
- （12）多様な担い手による森づくり活動に関する事
- （13）緑化意識の醸成と森林環境教育に関する事
- （14）治山林道事業に係る調査・測量・設計に関する事
- （15）治山施設の点検及び林道施設の維持管理に関する事
- （16）「林業会館」の維持管理及び建設に関する事
- （17）その他この法人の目的を達成するために必要な事

2 前項の事業は、茨城県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は市町村、団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構 成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書 (活動計算書) の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開 催)

第13条 総会は、定時会員総会として毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長の決するところとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 会員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員は必要事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の書面は、開催日時の直前の業務時間終了時までに到達しないときは効力を生じない。

- 3 第1項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権に算入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以内

(2) 監事 4名以内

- 2 理事のうち理事長1名、副理事長5名以内、専務理事1名、常務理事1名をおくことができる。

- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(賠償責任の一部免除)

第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に定める理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(相談役)

第28条 この法人に、相談役をおくことができる。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 相談役の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第31条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、その議長となる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 資金
- (2) 会費
- (3) 寄附金及び補助金
- (4) 資金から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入金品
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第35条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において基本財産に繰入れることを決議した財産

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理、処分及び運用)

第36条 この法人の財産については、その適正な維持管理に努め、管理、処分及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資産管理規程によるものとする。

(基本財産)

第37条 この法人の基本財産は、第35条第2項に定める財産とする。

- 2 前項の財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議及び総会に出席した正会員の3分の2以上の決議を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

2 緑の募金による寄附金は、その使途が明確に分かるように区分して経理する。
(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、その他法令で定める書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

ただし、第6号の財産目録については、財務諸表に対する注記に記載する場合には作成しないことができる。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書 (活動計算書) の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 削除

第8章 緑の募金運営協議会

(緑の募金運営協議会)

第43条 この法人は、募金法第7条第1項に基づき、緑の募金運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 緑の募金の募金活動計画の審議
 - (2) 緑の募金による事業計画の審議
 - (3) 緑の募金の推進についての提案
- (組 織)

第44条 運営協議会は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、茨城県知事の認可を得て、理事長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、辞職した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営協議会会長)

第45条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 運営協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、委員のうち会長があらかじめ定める者がその職務を代行し、又は職務を行う。

(定足数)

第46条 運営協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 やむをえない理由のため運営協議会に出席できない委員は、あらかじめ書面をもって他の委員に対し調査審議を行う権限を委任した場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(委 任)

第47条 この章に規定するもののほか、運営協議会に運営について必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第49条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法

人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、茨城県において発行する茨城新聞に掲載する方法による。

第11章 情報公開等

(情報公開等)

第53条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他運営における透明性の向上を図るものとする。

附 則

- 1 この定款は、この法人を吸収合併存続法人とし、公益社団法人茨城県緑化推進機構及び一般社団法人茨城県治山林道協会を吸収合併消滅法人とした合併契約に伴い定款変更を行い、当該合併契約の効力発効日である令和4年4月1日から施行する。
- 2 この定款は、令和5年6月23日から施行する。
- 3 この定款は、令和8年6月24日から施行する。
- 4 第12条第1項及び第41条第1項に規定する書類の名称の変更は、令和9年4月1日に開始する事業年度に係る書類から施行する。
- 5 改正前の定款第42条に規定する公益目的取得財産残額の算定及び記載は、令和9年4月1日に開始する事業年度に係るものから廃止する。

議案第 8 号

新理事の選任(案)について

定款第21条の規定に基づき、理事の選任について決議を求めます。

区 分	氏 名	元茨城県職員	備 考
理 事	高 信 昭	農林水産部次長兼林政課長 (令和7年3月31日退職) 令和7年度再任用 県北農林事務所林業推進専門監	新任

(提案理由)

- ・現専務理事(常勤理事、業務執行理事)から令和8年6月24日の当協会の定時総会終了時点をもって退任する辞任届が提出された。
- ・後任候補者について県退職職員を割愛したい旨、県知事に推薦を要請し令和8年3月16日付けで県知事から上記の者が推薦された。
- ・令和4年度に合併し5年目を迎える当協会の令和8年度4部門の統括責任者として円滑な事業展開及び組織運営に当たる新たな常勤理事に選任する。

森林湖沼環境税の継続を求める決議について

森林は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止などの公益的な機能を持続的に発揮することによって、安心安全な県民の暮らしや経済に様々な恩恵をもたらしています。

近年、地球規模での気候変動により、自然災害が激甚化・頻発化しており、特に令和8年2月には本県においても山林火災が発生するなど、災害リスクへの特別の備え、防災・減災対策の緊急性が高まっている状況にあります。

しかし、森林・林業の現状は、物価高による生産原価が転嫁できないばかりか木材価格の低迷等により森林所有者の森林経営意欲が減退しており、今、必要な森林整備を促進する施策を適切に講じなければ、手入れがされず公益的な機能が発揮できない荒廃森林が増大することが懸念され、スギ花粉症対策や二酸化炭素の吸収源としての役割も果たす森林の若返りが改善されません。

一方では、先人達の努力により大切に育てられた森林資源は、伐採して収穫し、木材として利用する時期を迎えており、緑の循環システムを確立し、林業・木材産業が成長産業として持続的に発展していくことが期待されています。

これらを実現するためには、当協会が取り組む林業担い手の確保・育成、森づくりの推進、治山林道事業の計画的実施、林業経営の自立化による稼げる林業の実現などが不可欠であり、国・県・市町村と森林・林業関係団体が連携して計画的に関連事業を積極的に展開していくことが重要であります。

県においては、平成20年度に創設された森林湖沼環境税を財源として必要な施策を充実強化しながら展開していますが、同税の課税期間は令和8年度までとなっております。

当協会では、令和9年度以降も引き続き、上記の諸課題の解決に取り組む必要があるため、森林湖沼環境税を継続されるよう下記のとおり決議します。

記

豊かな森林資源の循環利用による本県林業・木材産業の成長産業化と森林の公益的機能の向上を図るために必要な施策を計画的に実施するための財源として「森林湖沼環境税」の継続を求めます。

令和8年6月24日

公益社団法人茨城県森林・林業協会

理事長 石井 邦一

議案第10号

常勤役員の退職慰労金の支給額の決定について

定款第12条の規定に基づき、令和8年6月24日をもって退任する専務理事 鴨志田 憲一氏に対し、その在任中の功労に報いるため、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、支給時期及び支給方法等については、理事長に一任したいので、承認を求めます。

参 考 資 料

正会員名簿

公益社団法人 茨城県森林・林業協会

令和8年度 公益社団法人茨城県森林・林業協会 会員名簿

令和8年6月1日現在

	団体等の名称	役職名	代表者名	事務所住所	事務所電話番号	会員内訳		
						森林・林業	緑化	治山
1	茨城県森林組合連合会	代表理事会長	川野 和彦	常陸大宮市宮の郷2153-23	0294-70-3620	○	○	
2	茨城県木材協同組合連合会	会 長	野上 満正	常陸大宮市宮の郷2153-38	0294-33-5121	○	○	
3	茨城県林業種苗協同組合	理事長	根本 一郎	水戸市五軒町1-5-48	029-221-4506	○	○	
4	茨城県木材青壮年協会	会 長	澤畑 佳宏	常陸大宮市宮の郷2153-38	0294-33-5121	○		
5	茨城県木材市場協同組合	代表理事	打越 芳男	水戸市洪井町50	029-221-3111	○		
6	茨城県林業改良普及協会	会 長	川野 和彦	那珂市戸4692	029-295-7318	○	○	
7	(一社)茨城県猟友会	会 長	村上 典男	笠間市石寺680	0296-72-7730	○	○	
8	日立港木材倉庫株式会社	取締役社長	川井 顯一	日立市留町2435-10	0294-53-1311	○	○	
9	八溝多賀木材乾燥協同組合	理事長	石川 忠幸	常陸大宮市宮の郷2153-30	0294-76-2725	○		
10	宮の郷木材事業協同組合	代表理事	打越 芳男	常陸大宮市宮の郷2153-25	0294-70-3901	○		
11	もっくりん協同組合	代表理事	石川 忠幸	常陸大宮市宮の郷2153-32	0294-33-5544	○		
12	茨城県認定事業体連絡協議会	会 長	川西 正則	水戸市梅香1-5-5	029-225-5949	○		
13	茨城県林業土木事業協同組合	理事長	石津 健光	水戸市梅香1-5-5	029-225-3143	○	○	
14	茨城の森林を守る県民会議	会 長	石井 邦一	水戸市笠原町978-7 茨城森林管理署内	029-243-7105		○	
15	森林・林業・林産業活性化促進議員連盟	会 長	石井 邦一	水戸市笠原町978-6 県議会事務局総務課内	029-301-5613		○	
16	(公社)茨城県農林振興公社	理事長	郡司 彰	水戸市上国井町3118-1	029-222-8805		○	
17	茨城県農業協同組合中央会	会 長	八木岡 努	水戸市梅香1-1-4	029-232-2068		○	
18	(公社)茨城県畜産協会	会 長	八木岡 努	水戸市梅香1-2-56	029-231-7501		○	
19	茨城県商工会議所連合会	会 長	内藤 学	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館内	029-224-2635		○	
20	茨城県商工会連合会	会 長	小川 一成	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館内	029-224-2635		○	
21	(一社)茨城県経営者協会	会 長	笹島 律夫	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館内	029-221-5301		○	
22	(株)茨城新聞社	代表取締役社長	渡辺 勝	水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル	029-239-3001		○	
23	(株)Lucky FM茨城放送	代表取締役社長	黒坂 修	水戸市千波町2084	029-243-4111		○	
24	(一社)茨城県建設業協会	会 長	石津 健光	水戸市大町3-1-22	029-221-5126		○	
25	(一社)茨城県造園建設業協会	会 長	水庭 博	水戸市白梅2-4-6	029-226-5691		○	
26	茨城県庭園樹協会	会 長	安藤 和幸	神栖市矢田部3332	0479-48-0468		○	
27	茨城県PTA連絡協議会	会 長	草地 学	水戸市三の丸1-5-38	029-227-4779		○	
28	茨城県土地改良事業団体連合会	会 長	葉梨 衛	水戸市宮内町3193-3	029-225-5651		○	
29	茨城県林業研究グループ連絡協議会	会 長	穂山 與市	那珂市戸4692 茨城県林業技術センター内	029-298-0257		○	
30	茨城県信用保証協会	会 長	小泉 元伸	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館内	029-224-7811		○	
31	茨城県中小企業団体中央会	会 長	阿部 真也	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館内	029-224-8030		○	

令和8年度 公益社団法人茨城県森林・林業協会 会員名簿

令和8年6月1日現在

	団体等の名称	役職名	代表者名	事務所住所	事務所電話番号	会員内訳		
						森林・林業	緑化	治山
32	水戸市	市 長	高橋 靖	水戸市中央1-4-1	029-224-1111		○	○
33	日立市	市 長	小川 春樹	日立市助川町1-1-1	0294-22-3111		○	○
34	土浦市	市 長	安藤 真理子	土浦市大和町9-1	029-826-1111		○	○
35	古河市	市 長	針谷 力	古河市下大野2248	0280-92-3111		○	
36	石岡市	市 長	不在	石岡市石岡1-1-1	0299-23-1111		○	○
37	結城市	市 長	小林 栄	結城市中央町2-3	0296-32-1111		○	
38	龍ヶ崎市	市 長	萩原 勇	龍ヶ崎市3710	0297-64-1111		○	
39	下妻市	市 長	須藤 豊次	下妻市本城町3-13	0296-43-2111		○	
40	常総市	市 長	神達 岳志	常総市水海道諏訪町3222-3	0297-23-2111		○	
41	常陸太田市	市 長	藤田 謙二	常陸太田市金町3690	0294-72-3111		○	○
42	高萩市	市 長	大部 勝規	高萩市本町1-100-1	0293-23-1111		○	○
43	北茨城市	市 長	豊田 稔	北茨城市磯原町磯原1630	0293-43-1111		○	○
44	笠間市	市 長	山口 伸樹	笠間市中央3-2-1	0296-77-1101		○	○
45	取手市	市 長	中村 修	取手市寺田5139	0297-74-2141		○	
46	牛久市	市 長	沼田 和利	牛久市中央3-15-1	029-873-2111		○	
47	つくば市	市 長	五十嵐 立青	つくば市研究学園1-1-1	029-883-1111		○	○
48	ひたちなか市	市 長	大谷 明	ひたちなか市東石川2-10-1	029-273-0111		○	
49	鹿嶋市	市 長	田口 伸一	鹿嶋市平井1187-1	0299-82-2911		○	○
50	潮来市	市 長	原 浩道	潮来市辻626	0299-63-1111		○	
51	守谷市	市 長	松丸 修久	守谷市大柏950-1	0297-45-1111		○	
52	常陸大宮市	市 長	鈴木 定幸	常陸大宮市中富町3135-6	0295-52-1111		○	○
53	那珂市	市 長	先崎 光	那珂市福田1819-5	029-298-1111		○	○
54	筑西市	市 長	設楽 詠美子	筑西市丙360	0296-24-2111		○	
55	坂東市	市 長	木村 敏文	坂東市岩井4365	0297-35-2121		○	
56	稲敷市	市 長	篁 信太郎	稲敷市犬塚1570-1	029-892-2000		○	
57	かすみがうら市	市 長	宮嶋 謙	かすみがうら市上土田461	0299-59-2111		○	○
58	桜川市	市 長	大塚 秀喜	桜川市羽田1023	0296-58-5111		○	○
59	神栖市	市 長	木内 敏之	神栖市溝口4991-5	0299-90-1111		○	○
60	行方市	市 長	高須 敏美	行方市麻生1561-9	0299-72-0811		○	○
61	鉾田市	市 長	井川 茂樹	鉾田市鉾田1444-1	0291-33-2111		○	○
62	つくばみらい市	市 長	小田川 浩	つくばみらい市福田195	0297-58-2111		○	

令和8年度 公益社団法人茨城県森林・林業協会 会員名簿

令和8年6月1日現在

	団体等の名称	役職名	代表者名	事務所住所	事務所電話番号	会員内訳		
						森林・林業	緑化	治山
63	小美玉市	市 長	島田 幸三	小美玉市堅倉835	0299-48-1111		○	
64	茨城町	町 長	小林 宣夫	東茨城郡茨城町小堤1080	029-292-1111		○	○
65	大洗町	町 長	國井 豊	東茨城郡大洗町磯浜町6881-275	029-267-5111		○	○
66	城里町	町 長	上遠野 修	東茨城郡城里町石塚1428-25	029-288-3111		○	○
67	東海村	村 長	山田 修	那珂郡東海村東海3-7-1	029-282-1711		○	○
68	大子町	町 長	高梨 哲彦	久慈郡大子町大子866	0295-72-1111		○	○
69	美浦村	村 長	中島 栄	稲敷郡美浦村受領1515	029-885-0340		○	
70	阿見町	町 長	千葉 繁	稲敷郡阿見町中央1-1-1	029-888-1111		○	
71	河内町	町 長	野澤 良治	稲敷郡河内町源清田1183	0297-84-2111		○	
72	八千代町	町 長	野村 勇	結城郡八千代町菅谷1170	0296-48-1111		○	
73	五霞町	町 長	知久 清志	猿島郡五霞町小福田1162-1	0280-84-1111		○	
74	境町	町 長	橋本 正裕	猿島郡境町391-1	0280-81-1300		○	
75	利根町	町 長	山崎 誠一郎	北相馬郡利根町布川841-1	0297-68-2211		○	
76	水戸農業協同組合	代表理事組合長	園部 優	水戸市赤塚2-27	029-254-5111		○	
77	常陸農業協同組合	代表理事組合長	秋山 豊	常陸太田市山下町3889	0294-72-9111		○	
78	日立市多賀農業協同組合	代表理事組合長	助川 弘一	日立市多賀町1-12-10	0294-33-0048		○	
79	茨城旭村農業協同組合	代表理事組合長	新堀 喜一	鉾田市造谷1379-18	0291-37-0111		○	
80	なめがたしおさい農業協同組合	代表理事組合長	金田 富夫	神栖市深芝2752-5	0299-72-1877		○	
81	稲敷農業協同組合	代表理事組合長	根本 作左衛門	稲敷市3016-3	029-892-6700		○	
82	茨城みなみ農業協同組合	代表理事組合長	齊藤 繁	取手市毛有111	0297-63-2211		○	
83	水郷つくば農業協同組合	代表理事組合長	池田 正	土浦市田中1-1-4	029-822-0534		○	
84	つくば市農業協同組合	代表理事組合長	関 喜幸	つくば市東岡335	029-857-3111		○	
85	つくば市谷田部農業協同組合	代表理事組合長	中島 俊光	つくば市谷田部2074-1	029-836-0351		○	
86	新ひたち野農業協同組合	代表理事組合長	矢口 博之	石岡市南台3-21-14	0299-56-5800		○	
87	北つくば農業協同組合	代表理事組合長	川津 修	筑西市岡斧2222	0296-25-6600		○	
88	常総ひかり農業協同組合	代表理事組合長	堤 隆	下妻市宗道2028	0296-30-1211		○	
89	茨城むつみ農業協同組合	代表理事組合長	石塚 克己	猿島郡境町大字長井戸23	0280-87-1161		○	
90	岩井農業協同組合	代表理事組合長	風見 晴夫	坂東市岩井2229	0297-35-8331		○	
91	やさと農業協同組合	代表理事組合長	廣澤 和喜	石岡市柿岡3236-6	0299-43-1101		○	